

《資料編》

・ 図書館法（抜粋）	・ ・ ・ ・ ・	1
・ 子どもの読書活動の推進に関する法律	・ ・ ・ ・ ・	7
・ 文字・活字文化振興法	・ ・ ・ ・ ・	10
・ 図書館の設置及び運営上の望ましい基準（抜粋）	・ ・ ・ ・ ・	14
・ 社会状況の変化	・ ・ ・ ・ ・	22
・ 所沢図書館の現状	・ ・ ・ ・ ・	33
・ 平成29年度市民アンケート調査結果（抜粋）	・ ・ ・ ・ ・	37
・ 「第2次所沢市図書館ビジョン」策定経過	・ ・ ・ ・ ・	56
・ 所沢市立所沢図書館協議会委員名簿	・ ・ ・ ・ ・	57

図書館法

(昭和25年4月30日法律第118号)

最終改正:平成29年5月31日号外法律第41号

第1章 総則(第1条—第9条)

第2章 公立図書館(第10条—第23条)

第3章 私立図書館(第24条—第29条)

附則

第1章 総則

(この法律の目的)

第1条 この法律は、社会教育法(昭和24年法律第207号)の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの(学校に附属する図書館又は図書室を除く。)をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

(図書館奉仕)

第3条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意

して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。))を含む。以下「図書館資料」という。)を収集し、一般公衆の利用に供すること。

- 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- 三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。
- 四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。
- 五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。
- 六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。
- 七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。
- 八 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。
- 九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

(司書及び司書補)

第4条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

- 2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。
- 3 司書補は、司書の職務を助ける。

(司書及び司書補の資格)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。

- 一 大学を卒業した者で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したもの
- 二 大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したもの
- 三 次に掲げる職にあつた期間が通算して3年以上になる者で次条の規定による

司書の講習を修了したもの

イ 司書補の職

ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校^イの附属図書館における職で司書補の職に相当するもの

ハ ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの

2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。

一 司書の資格を有する者

二 学校教育法(昭和23年法律第26号)第90条第1項の規定により大学に入学することのできる者で次条の規定による司書補の講習を修了したもの

(司書及び司書補の講習)

第6条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

2 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、15単位を下ることができない。

(司書及び司書補の研修)

第7条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

(設置及び運営上望ましい基準)

第7条の二 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第7条の三 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第7条の四 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(協力の依頼)

第8条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

(公の出版物の収集)

第9条 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を2部提供するものとする。

2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

第2章 公立図書館

(設置)

第10条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

第11条及び第12条 削除

(職員)

第13条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努め

なければならない。

(図書館協議会)

第14条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第15条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第16条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

(入館料等)

第17条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

第18条及び第19条 削除

(図書館の補助)

第20条 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第21条及び第22条 削除

第23条 国は、第20条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるととも

に、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

- 一 図書館がこの法律の規定に違反したとき。
- 二 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。
- 三 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第3章 私立図書館

第24条 削除

(都道府県の教育委員会との関係)

第25条 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

2 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、その求めに応じて、私立図書館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

(国及び地方公共団体との関係)

第26条 国及び地方公共団体は、私立図書館の事業に干渉を加え、又は図書館を設置する法人に対し、補助金を交付してはならない。

第27条 国及び地方公共団体は、私立図書館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき、援助を与えることができる。

(入館料等)

第28条 私立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収することができる。

(図書館同種施設)

第29条 図書館と同種の施設は、何人もこれを設置することができる。

2 第25条第2項の規定は、前項の施設について準用する。

子どもの読書活動の推進に関する法律

[平成13年12月12日号外法律第154号]

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども(おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動

推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

文字・活字文化振興法

[平成17年7月29日号外法律第91号]

(目的)

第1条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵かん養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの(以下この条において「文章」という。)を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第3条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力(以下「言語力」という。)の涵かん養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第6条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第7条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前3項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵かん養)

第8条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵かん養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵かん養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第9条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第10条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第11条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、10月27日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第12条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

図書館の設置及び運営上の望ましい基準(抜粋)

[平成24年12月19日号外文部科学省告示第172号]

図書館法(昭和25年法律第118号)第7条の2の規定に基づき、公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準(平成13年文部科学省告示第132号)の全部を次のように改正し、平成24年12月19日から施行する。

第一 総則

一 趣旨

- ① この基準は、図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)第7条の2の規定に基づく図書館の設置及び運営上の望ましい基準であり、図書館の健全な発展に資することを目的とする。
- ② 図書館は、この基準を踏まえ、法第3条に掲げる事項等の図書館サービスの実施に努めなければならない。

二 設置の基本

- ① 市(特別区を含む。以下同じ。)町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、市町村立図書館及び分館等の設置に努めるとともに、必要に応じ移動図書館の活用を行うものとする。併せて、市町村立図書館と公民館図書室等との連携を推進することにより、当該市町村の全域サービス網の整備に努めるものとする。
- ② 都道府県は、都道府県立図書館の拡充に努め、住民に対して適切な図書館サービスを行うとともに、図書館未設置の町村が多く存在することも踏まえ、当該都道府県内の図書館サービスの全体的な進展を図る観点に立って、市町村に対して市町村立図書館の設置及び運営に関する必要な指導・助言等を行うものとする。
- ③ 公立図書館(法第2条第2項に規定する公立図書館をいう。以下同じ。)の設置に当たっては、サービス対象地域の人口分布と人口構成、面積、地形、交通網等を勘案して、適切な位置及び必要な図書館施設の床面積、蔵書収蔵能力、職員数等を確保するよう努めるものとする。

三 運営の基本

- ① 図書館の設置者は、当該図書館の設置の目的を適切に達成するため、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上に十分留意しつつ、必要な管理運営体制の構築に努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、知識基盤社会における知識・情報の重要性を踏まえ、資料（電磁的記録を含む。以下同じ。）や情報の提供等の利用者及び住民に対する直接的なサービスの実施や、読書活動の振興を担う機関として、また、地域の情報拠点として、利用者及び住民の要望や社会の要請に応え、地域の実情に即した運営に努めるものとする。
- ③ 都道府県立図書館は、前項に規定する事項に努めるほか、住民の需要を広域的かつ総合的に把握して、資料及び情報を体系的に収集、整理、保存及び提供すること等を通じて、市町村立図書館に対する円滑な図書館運営の確保のための援助に努めるとともに、当該都道府県内の図書館間の連絡調整等の推進に努めるものとする。
- ④ 私立図書館（法第2条第2項に規定する私立図書館をいう。以下同じ。）は、当該図書館を設置する法人の目的及び当該図書館の設置の目的に基づき、広く公益に資するよう運営を行うことが望ましい。
- ⑤ 図書館の設置者は、当該図書館の管理を他の者に行わせる場合には、当該図書館の事業の継続的かつ安定的な実施の確保、事業の水準の維持及び向上、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上等が図られるよう、当該管理者との緊密な連携の下に、この基準に定められた事項が確実に実施されるよう努めるものとする。

四 連携・協力

- ① 図書館は、高度化・多様化する利用者及び住民の要望に対応するとともに、利用者及び住民の学習活動を支援する機能の充実を図るため、資料や情報の相互利用などの他の施設・団体等との協力を積極的に推進するよう努めるものとする。
- ② 図書館は、前項の活動の実施に当たっては、図書館相互の連携のみならず、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室、学校図書館及び大学図書館等の図書施設、学校、博物館及び公民館等の社会教育施設、関係行政機関並びに民間の調査研究施設及び民間団体等との連携にも努めるものとする。

五 著作権等の権利の保護

図書館は、その運営に当たって、職員や利用者が著作権法(昭和45年法律第48号)その他の法令に規定する権利を侵害することのないよう努めるものとする。

六 危機管理

- ① 図書館は、事故、災害その他非常の事態による被害を防止するため、当該図書館の特性を考慮しつつ、想定される事態に係る危機管理に関する手引書の作成、関係機関と連携した危機管理に関する訓練の定期的な実施その他の十分な措置を講じるものとする。
- ② 図書館は、利用者の安全の確保のため、防災上及び衛生上必要な設備を備えるものとする。

第二 公立図書館

一 市町村立図書館

1 管理運営

(一) 基本的運営方針及び事業計画

- ① 市町村立図書館は、その設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、当該図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針(以下「基本的運営方針」という。)を策定し、公表するよう努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、基本的運営方針を踏まえ、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定するとともに、事業年度ごとに、当該事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。
- ③ 市町村立図書館は、基本的運営方針並びに前項の指標、目標及び事業計画の策定に当たっては、利用者及び住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。

(二) 運営の状況に関する点検及び評価等

- ① 市町村立図書館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、各年度の図書館サービスその他図書館の運営の状況について、(一)の②の目標及び事業計画の達成状況等に関し自ら点検及

び評価を行うよう努めなければならない。

- ② 市町村立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館協議会（法第14条第1項に規定する図書館協議会をいう。以下同じ。）の活用その他の方法により、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、図書館の事業に関して学識経験のある者、図書館の利用者、住民その他の関係者・第三者による評価を行うよう努めるものとする。
- ③ 市町村立図書館は、前2項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- ④ 市町村立図書館は、第1項及び第2項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下「インターネット等」という。）をはじめとした多様な媒体を活用すること等により、積極的に公表するよう努めなければならない。

（三）広報活動及び情報公開

市町村立図書館は、当該図書館に対する住民の理解と関心を高め、利用者の拡大を図るため、広報紙等の定期的な刊行やインターネット等を活用した情報発信等、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開に努めるものとする。

（四）開館日時等

市町村立図書館は、利用者及び住民の利用を促進するため、開館日・開館時間の設定に当たっては、地域の実情や利用者及び住民の多様な生活時間等に配慮するものとする。また、移動図書館を運行する場合は、適切な周期による運行等に努めるものとする。

（五）図書館協議会

- ① 市町村教育委員会は、図書館協議会を設置し、地域の実情を踏まえ、利用者及び住民の要望を十分に反映した図書館の運営がなされるよう努めるものとする。
- ② 図書館協議会の委員には、法第16条の規定により条例で定める委員の任命の基準に従いつつ、地域の実情に応じ、多様な人材の参画を得るよう努めるものとする。

(六) 施設・設備

- ① 市町村立図書館は、この基準に示す図書館サービスの水準を達成するため、図書館資料の開架・閲覧、保存、視聴覚資料の視聴、情報の検索・レファレンスサービス、集会・展示、事務管理等に必要な施設・設備を確保するよう努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、高齢者、障害者、乳幼児とその保護者及び外国人その他特に配慮を必要とする者が図書館施設を円滑に利用できるよう、傾斜路や対面朗読室等の施設の整備、拡大読書器等資料の利用に必要な機器の整備、点字及び外国語による表示の充実等に努めるとともに、児童・青少年の利用を促進するため、専用スペースの確保等に努めるものとする。

2 図書館資料

(一) 図書館資料の収集等

- ① 市町村立図書館は、利用者及び住民の要望、社会の要請並びに地域の実情に十分留意しつつ、図書館資料の収集に関する方針を定め、公表するよう努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、前項の方針を踏まえ、充実した図書館サービスを実施する上で必要となる十分な量の図書館資料を計画的に整備するよう努めるものとする。その際、郷土資料及び地方行政資料、新聞の全国紙及び主要な地方紙並びに視聴覚資料等多様な資料の整備にも努めるものとする。また、郷土資料及び地方行政資料の電子化に努めるものとする。

(二) 図書館資料の組織化

市町村立図書館は、利用者の利便性の向上を図るため、図書館資料の分類、配架、目録・索引の整備等による組織化に十分配慮するとともに、書誌データの整備に努めるものとする。

3 図書館サービス

(一) 貸出サービス等

市町村立図書館は、貸出サービスの充実を図るとともに、予約制度や複写サービス等の運用により利用者の多様な資料要求に的確に応えるよう努めるものとする。

(二) 情報サービス

- ① 市町村立図書館は、インターネット等や商用データベース等の活用にも留意しつつ、利用者の求めに応じ、資料の提供・紹介及び情報の提示等を行うレファレンスサービスの充実・高度化に努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、図書館の利用案内、テーマ別の資料案内、資料検索システムの供用等のサービスの充実に努めるものとする。
- ③ 市町村立図書館は、利用者がインターネット等の利用により外部の情報にアクセスできる環境の提供、利用者の求めに応じ、求める資料・情報にアクセスできる地域内外の機関等を紹介するレフェラルサービスの実施に努めるものとする。

(三) 地域の課題に対応したサービス

市町村立図書館は、利用者及び住民の生活や仕事に関する課題や地域の課題の解決に向けた活動を支援するため、利用者及び住民の要望並びに地域の実情を踏まえ、次に掲げる事項その他のサービスの実施に努めるものとする。

ア 就職・転職、起業、職業能力開発、日常の仕事等に関する資料及び情報の整備・提供

イ 子育て、教育、若者の自立支援、健康・医療、福祉、法律・司法手続等に関する資料及び情報の整備・提供

ウ 地方公共団体の政策決定、行政事務の執行・改善及びこれらに関する理解に必要な資料及び情報の整備・提供

(四) 利用者に対応したサービス

市町村立図書館は、多様な利用者及び住民の利用を促進するため、関係機関・団体と連携を図りながら、次に掲げる事項その他のサービスの充実に努めるものとする。

ア（児童・青少年に対するサービス） 児童・青少年用図書等の整備・提供、児童・青少年の読書活動を促進するための読み聞かせ等の実施、その保護者等を対象とした講座・展示会の実施、学校等の教育施設等との連携

イ（高齢者に対するサービス） 大活字本、録音資料等の整備・提供、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施

ウ（障害者に対するサービス）点字資料、大活字本、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施

エ（乳幼児とその保護者に対するサービス）乳幼児向けの図書及び関連する資料・情報の整備・提供、読み聞かせの支援、講座・展示会の実施、託児サービスの実施

オ（外国人等に対するサービス）外国語による利用案内の作成・頒布、外国語資料や各国事情に関する資料の整備・提供

カ（図書館への来館が困難な者に対するサービス）宅配サービスの実施

（五）多様な学習機会の提供

- ① 市町村立図書館は、利用者及び住民の自主的・自発的な学習活動を支援するため、講座、相談会、資料展示会等を主催し、又は関係行政機関、学校、他の社会教育施設、民間の関係団体等と共催して多様な学習機会の提供に努めるとともに、学習活動のための施設・設備の供用、資料の提供等を通じ、その活動環境の整備に努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、利用者及び住民の情報活用能力の向上を支援するため、必要な学習機会の提供に努めるものとする。

（六）ボランティア活動等の促進

- ① 市町村立図書館は、図書館におけるボランティア活動が、住民等が学習の成果を活用する場であるとともに、図書館サービスの充実にも資するものであることにかんがみ、読み聞かせ、代読サービス等の多様なボランティア活動等の機会や場所を提供するよう努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、前項の活動への参加を希望する者に対し、当該活動の機会や場所に関する情報の提供や当該活動を円滑に行うための研修等を実施するよう努めるものとする。

4 職員

（一）職員の配置等

- ① 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長として、その職責にかんがみ、図

書館サービスその他の図書館の運営及び行政に必要な知識・経験とともに、司書となる資格を有する者を任命することが望ましい。

- ② 市町村教育委員会は、市町村立図書館が専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補を確保するよう、その積極的な採用及び処遇改善に努めるとともに、これら職員の職務の重要性にかんがみ、その資質・能力の向上を図る観点から、第一の四の②に規定する関係機関等との計画的な人事交流（複数の市町村又は都道府県の機関等との広域的な人事交流を含む。）に努めるものとする。
- ③ 市町村立図書館には、前項の司書及び司書補のほか、必要な数の職員を置くものとする。
- ④ 市町村立図書館は、専門的分野に係る図書館サービスの充実を図るため、必要に応じ、外部の専門的知識・技術を有する者の協力を得るよう努めるものとする。

（二）職員の研修

- ① 市町村立図書館は、司書及び司書補その他の職員の資質・能力の向上を図るため、情報化・国際化の進展等に留意しつつ、これらの職員に対する継続的・計画的な研修の実施等に努めるものとする。
- ② 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長その他の職員の資質・能力の向上を図るため、各種研修機会の拡充に努めるとともに、文部科学大臣及び都道府県教育委員会等が主催する研修その他必要な研修にこれら職員を参加させるよう努めるものとする。

（省 略）

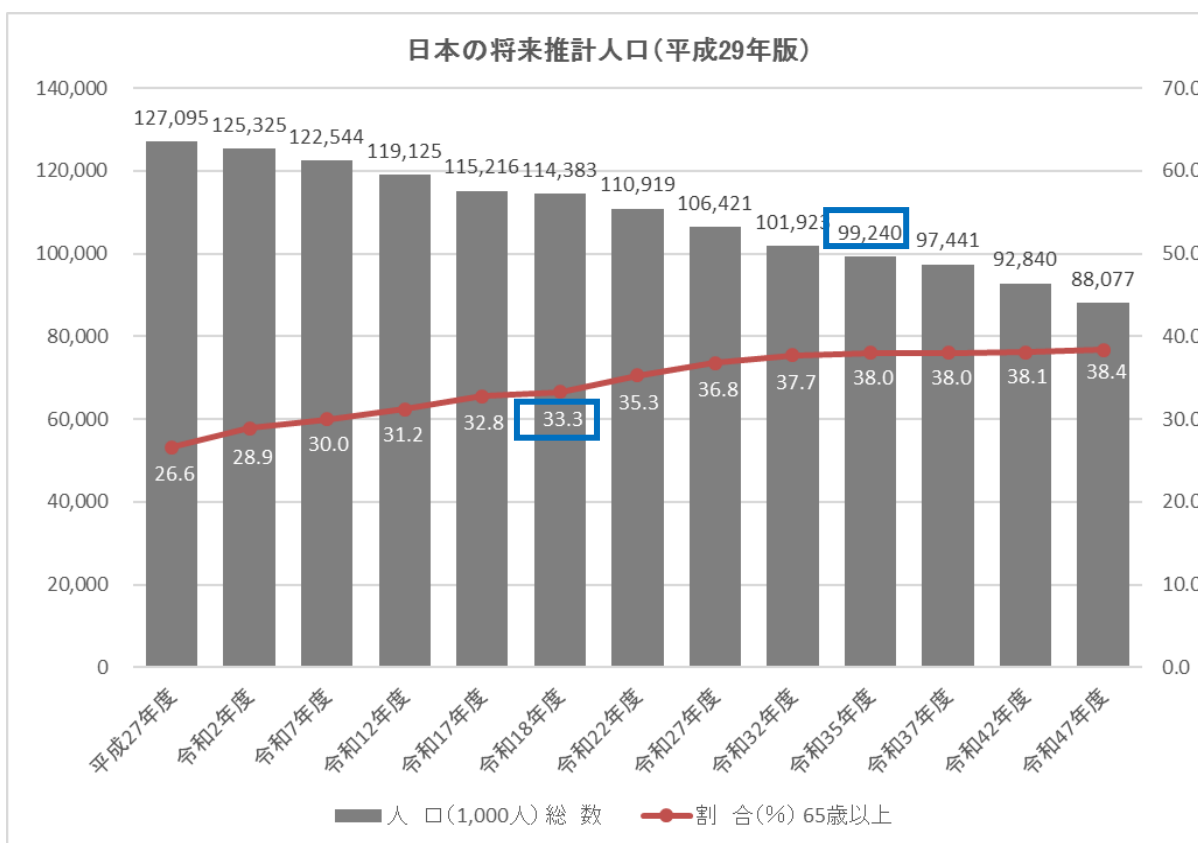
社会状況の変化

1. 第1次ビジョンからの社会情勢の変化

(1) 人口減少・少子高齢化

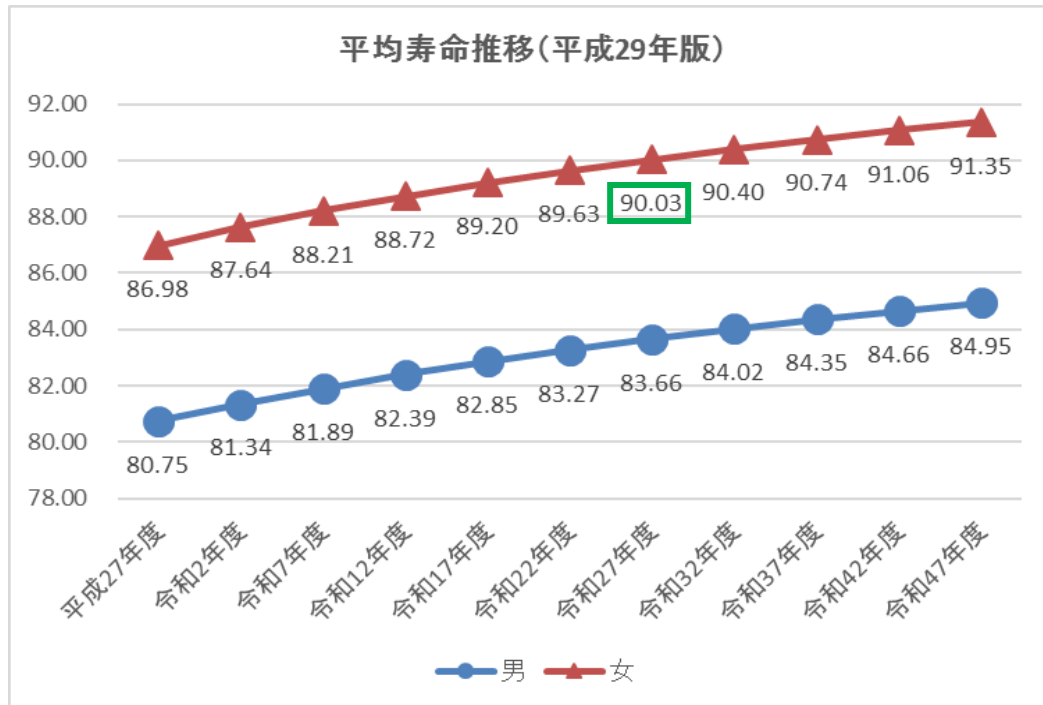
日本は少子化により人口減少が進むとともに、世界に例をみないスピードで超高齢社会へと突入しています。

平成27(2015)年の国勢調査での総人口1億2,709万人から、令和35(2053)年には1億人を割って9,924万人に減少すると推計されています。そんな中、65歳以上の高齢者の割合は増加し続け、平成27年現在の26.6%から、令和18(2036)年には33.3%となり、3人に1人が高齢者になると予測されています。



(「日本の将来推計人口(平成29年推計)」 国立社会保障・人口問題研究所より)

また、平均寿命については、今後も延伸すると見込まれています。令和 27（2045）年には男性が 83.66 年、女性が 90.03 年となり、女性の平均寿命が 90 年を超え、令和 47（2065）年には男性が 84.95 年、女性が 91.35 年となることを見込まれています。



（「日本の将来推計人口（平成 29 年推計）」 国立社会保障・人口問題研究所より）

高齢期が長くなるにつれ、その期間をより充実したものにするためには、生涯にわたる教育、多様な学び直しの機会の提供が重要です。そして、誰もが活躍の場があり、元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会とすることが重要な課題となってきます。

（2）自然災害

東日本大震災や度重なる豪雨災害、猛暑など、ここ数年、これまでの想定を超える地震や極端な気象災害が頻発しています。防災意識の高まりとともに、「地域のつながり」の重要性が増す一方で、災害や人口減少、高齢化によって、地域コミュニティを維持することが難しい状況も発生しています。

地域共生社会の実現に向け、「人と人との絆」を実感できる場の創出が重要な課題となっています。

(3) 経済状況

近年、「貧困と格差」が大きな社会問題になっています。特に子どもの貧困については、教育環境や学習機会に影響を与えることが懸念されています。

平成 28 年度国民生活基礎調査では、子どもの貧困率は 13.9%であり、ひとり親世帯では 50.8%に達しています。また、貧困が世代を超えて連鎖することも問題となっています。

(4) 高度情報化社会

ここ数年の情報通信技術（ICT）の進化は、社会のあらゆる場所に変化をもたらしています。スマートフォンの急速な普及やクラウドコンピューティング^{※1}、ロボット、人工知能（AI）等の技術革新は、市民生活や企業活動に大きな影響を与えています。今後も、AI や IoT^{※2}、ビッグデータ活用といったテクノロジーが、あらゆる産業や社会生活に取り入れられることで、社会が変革することが予想されます。

※1 クラウドコンピューティング：（英：cloud computing）インターネットを経由して、データベースやアプリケーションなどを利用するサービスの総称。利用者はインターネットに接続できる環境があれば、表計算やワープロ、メールなどのアプリケーションソフトや大規模データの保管など、様々なサービスが利用できる。

※2 IoT：（英：Internet of Things）Internet of Things の略。「モノのインターネット」という意味で使われ、様々なモノ（センサー機器や車、電子機器など）がインターネットに接続され、相互に情報交換する仕組みのこと。

2. 図書館をめぐる社会情勢の変化

(1) 図書館に関わる法制等の動向

▶子ども読書活動推進計画

平成 13（2001）年 3 月「子どもの読書活動の推進に関する法律」
国においては、平成 30（2018）年 4 月、第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定されています。

全国の市町村の状況では、都道府県によってばらつきがありますが、概ね市は策定率が高く、町村では低い状態になっています。

▶学校司書法制化

平成 28（2016）年 6 月「学校図書館法の一部を改正する法律」
「学校司書の配置」が明記されました。また、「学校司書」は校長の指揮監督下に置かれることとなりました。

▶障害者差別解消法

平成 28（2016）年 4 月「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供が規定されました。図書館においても、障害を理由にサービスの提供を拒否することや障害者でない者に対しては付さない条件、例えば、エレベーターがないことを理由に入館を拒むなどの条件を付けることが禁止されました。また、利用者からの依頼により、サービスやルールの必要かつ適当な変更及び調整を行うなど、過度な負担ではない合理的配慮を提供することにより図書館の利用を保障することが求められています。

▶マラケシュ条約の締結および著作権法の改正

平成 30（2018）年 4 月「盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約」（マラケシュ条約）の締結が国会において承認されました。

それと同時に、平成 30（2018）年 5 月「著作権法の一部を改正する法律」（平成 31（2019）年 1 月施行）が制定されました。マラケシュ条約と関連のある部分の改正が行われ、主な改正点の中に、障害者の情報アクセス機会の充実に係る権利制限規定の整備（第 37 条関係）があります。障害者の範囲にいわゆる肢体不自由等の方々を対象として新たに規定され、また、権利制限の

対象とする行為については、コピー（複製）、譲渡やインターネット送信（自動公衆送信）に加え、新たにメール送信等が追加されました。

▶まち・ひと・しごと創生法

平成 26（2014）年 11 月「まち・ひと・しごと創生法」

潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保、地域における魅力ある多様な就業の機会の創出について一体的に推進することを目的として策定されました。

地域によっては、地域活性化のまちづくりの中心に図書館を据えた基本方針や具体的な施策が実施されています。

(2) 国等の政策・報告等

▶トップランナー方式

平成 27（2015）年 6 月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2015」により、歳出効率化に向けた業務改革で他団体のモデルとなるようなものを地方交付税の基準財政需要額の算定に反映させ、民間委託等の取組を加速させるというものです。

図書館業務については平成 29（2017）年度以降導入対象とされていましたが、公民館・博物館・児童館等とともに、教育機関、調査研究機関としての重要性に鑑み、司書、学芸員等を地方団体の職員として配置していることなどから見送りとなりました。

▶文部科学省組織再編

現行の「生涯学習政策局（6 課 1 参事官）」を再編し、「総合教育政策局（7 課）」を新設するというものです。図書館は「地域学習推進課社会教育施設担当」の管轄となります。また、新たに「社会教育振興総括官」が配置されました。

▶今後の社会教育に期待される役割

平成 29（2017）年 3 月、文部科学省生涯学習政策局において「学びを通じた地域づくりの推進に関する調査研究協力者会議」が行われ、「人々の暮らしと社会の発展に貢献する持続可能な社会教育システムの構築に向けて一論点の整理」が公表されました。

その会議によれば、今後の社会教育に期待される役割として、①地域コミュニティの維持・活性化への貢献②社会的包摂への寄与③社会の変化に対応した

学習機会の提供があげられています。学びの成果を地域づくりの実践につなげる「地域課題解決学習」を社会教育の概念として明確に位置付け、その推進を図ることにより、住民の主体的参画による持続可能な地域づくりに貢献することが求められています。また、教育委員会と首長部局の連携はもとより、企業等の多様な主体との連携を促進し、官民パートナーシップによる社会教育の推進を図っていくことも求められています。

▶ 図書館の所管問題

平成 30（2018）年、中央教育審議会生涯学習分科会「公立社会教育施設の所管の在り方等に関するワーキンググループ」において議論されました。現在は各自治体の教育委員会が所管している博物館・図書館行政を、首長部局が担うことについて検討し、その結果が生涯学習分科会に報告されました。報告内容としては、今後も教育委員会が所管することを基本とすべきとしていますが、政治的中立性の確保に関する制度的担保が行われることを条件に、当該地方の実情等を踏まえ、自治体の長が所管することが当該地方にとってより効果的と判断される場合には、各自治体の判断により自治体の長が所管することができる特例を設けることを可能とする、というものです。

▶ 図書館におけるデジタルアーカイブの整備

国全体でデジタルアーカイブを推進していく方向性が示されています。（デジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会・実務者協議会：事務局内閣府）

図書館での取組としては、

- ・メタデータ（書誌データ）の共有（オープン化）
- ・デジタルコンテンツの作成・収集
- ・デジタルコンテンツ（デジタル化資料等）の二次利用条件表示

が求められています。また、博物館、美術館、文書館等と連携して、地域の特色あるアーカイブを構築する役割も期待されています。

▶ 公共施設等総合管理計画

全国の自治体で公共施設の老朽化対策が大きな課題となっていることから、平成 26（2014）年 4 月に総務省から各自治体に公共施設等総合管理計画の策定が要請されました。今後、人口減少等により利用需給が変化していくことが予想されることを踏まえ、施設の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合などを計画的に行い、施設の最適な配置を進めることが求められています。

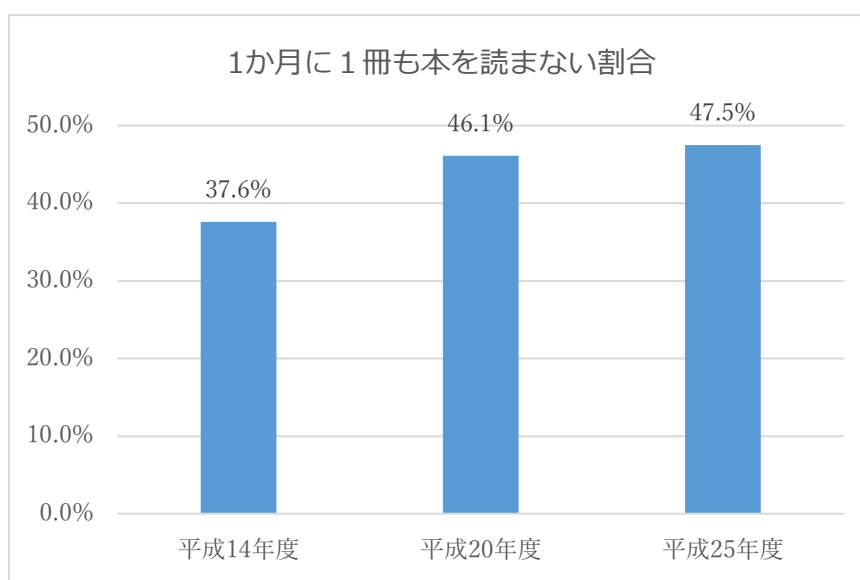
(3) 読書傾向

▶ 不読率の増加

○文化庁「国語に関する世論調査」

(平成 25 (2013) 年度調査・全国 16 歳以上の男女計 3,473 人対象)

- 1か月に本を1冊も「読まない」割合は、47.5%となっています。
平成 14 (2002) 年度調査と比較すると、10 ポイント増加しています。



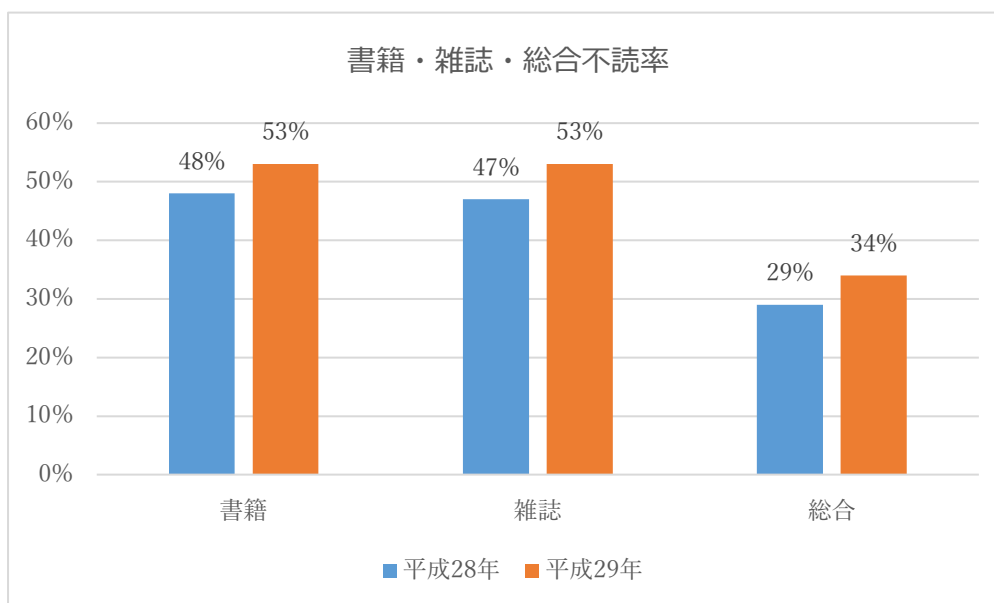
- 「読書量が以前と比べて減っているか、増えているか」の設問では、「読書量が減っている」割合が最も高く、65.1%となっています。

	平成20年度	平成25年度
読書量は減っている	64.6%	65.1%
読書量はそれほど変わっていない	25.3%	26.3%
読書量は増えている	8.6%	7.4%

その理由として、「情報機器（携帯電話、スマートフォン、タブレット端末、パソコン、ゲーム機等）で時間が取られる」割合が、26.3%であり、平成 20 (2008) 年度調査と比較して 12 ポイント増加しています。

○毎日新聞社「読書世論調査」から
(全国 300 地点の満 16 歳以上の男女計 3,600 人に調査)

- ・「書籍を読まない」割合は 53%、「雑誌を読まない」割合は 53%、「両方読まない」割合は 34%となっています。前年比では、書籍を読まない割合は 5ポイント増、雑誌を読まない割合は 6ポイント増、両方読まない割合は 5ポイント増となっています。



2つの調査は、調査方法や調査年が異なるため、単純に比較できませんが、どちらの調査からも「不読率」の増加がうかがえます。

3. 所沢市の変化

(1) 社会状況の変化

ア 人口推移と人口構造予測

本市の人口は、平成 23（2011）年以降、34 万 3 千人を超え、その後は横ばい傾向にあります。今後は減少することが見込まれており、令和 6（2024）年には 34 万人を割り込むものと推計されています。また、年齢構成別の将来人口推計では、0～14 歳の年少人口や 15～64 歳の生産年齢人口の割合は、次第に低下する傾向にある一方、高齢者人口（65 歳以上）は増加傾向にあり、令和 7（2025）年には高齢化率が 28%を超えると予測されています。

イ 流出入人口

平成 27（2015）年の国勢調査によると、1 日の流出入人口では、市民の約 29%が通勤・通学で市外に出ている一方、昼間人口の約 21%は、市外から通勤・通学で流入しています。平成 17（2005）年の調査時に比べ、昼間人口が 2 ポイント上昇していますが、昼間人口比率は 86.1%となっており、近隣市町村と比較して低い水準になっています。

ウ 地域別の変化

市内の地域区分は、旧町村をベースに 11 地区に分かれています。所沢地区や小手指地区はマンション等の住宅整備が進み、今後も将来人口の増加傾向が続き、新所沢地区は、横ばい傾向となることが予測されます。その他の地区では減少すると予測されます。また、全地区で高齢化が進行すると見込まれており、その中で、並木地区は特に急増し、所沢地区は他の地区と比べ進行が遅いと推計されています。

(2) 市の計画や動向

ア 所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例

障害者差別解消法の理念に基づいて、障害のある人への社会的障壁を取り除くことにより、障害のある人もない人も共に支え合い、認め合い、人々との絆を感じながら、笑顔でいきいきと地域で自立して生活できる「共生社会」の実現を目指して、平成 30（2018）年 7 月に施行しました。

イ 第7期所沢市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

「人と人との絆により支えあい、自立した生活を送るために」を基本理念に掲げ、高齢者一人ひとりがその身体機能や生活環境に応じ自立した生活を送ることができるように、平成30（2018）年4月に策定しました。

ウ 所沢市まち・ひと・しごと創生総合戦略

少子高齢化の流れの中で、自治体が生産年齢人口の確保を図ることは大きな課題です。「しごと」と「ひと」の好循環、それを支えるまちの活性化につながる本市独自の施策を展開し、個性を明確にすることで、人口の急激な減少の抑制と地方創生に取り組むことを目的として、平成28（2016）年3月に策定しました。

エ 所沢市マチごとエコタウン推進計画（第3期所沢市環境基本計画）

「マチごとエコタウン所沢構想」（平成26（2014）年策定）の趣旨・理念等を引き継ぎ、かつ、環境基本計画を統合した、環境保全の基本的・総合的な計画で、平成31（2019）年度より施行されます。“人と人”“人と自然”との絆を大切にし、みどり豊かで心豊かなマチを未来の子どもたちに引き継いでいくための取組を進めるものとしています。

オ 所沢市公共施設等総合管理計画

平成28（2016）年4月に策定しました。

様々な社会状況を考慮しながら、公共施設等の現状と課題などを把握するとともに、総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針です。今後、市民ニーズの変化を踏まえながら、保持可能な施設の総量や水準を見極め、施設の集約化や複合化、廃止等について検討がなされます。

(3) 教育・文化的環境の変化

昭和30～40年代に新所沢地区や小手指地区が宅地開発されたことを契機に、高度経済成長期に人口が急増し、学校の建設がピークとなり、現在、市立小中学校は47校あります。

また、公共施設は、市内各地域にあるまちづくりセンター（公民館）の外、市民文化センターミュージズ、市民体育館、地区体育館、生涯学習推進センターなどがあります。学校や公共施設には、昭和50年代に建設された施設が多く、今後ますます老朽化が課題となっていきます。

このような中、『COOL JAPAN FOREST 構想』の中心となる東部地域での「新たな文化」の拠点整備や、所沢駅周辺の再開発事業などを通して、所沢市の地域産業や商業、文化などが新たに生まれ変わろうとしています。

(4) 財政状況の推移

▶ 所沢市普通会計決算総括表より

(単位：千円)

		平成24年度	平成29年度
歳入	総額	90,547,183	102,389,785
歳出	人件費	20,504,256	16,242,385
	物件費	13,614,443	15,171,840
	維持補修費	1,436,096	1,028,765
	扶助費	24,363,307	28,718,621
	補助費等	3,666,169	9,912,570
	普通建設事業費	6,607,179	6,730,856
	災害復旧費	0	33,091
	公債費	7,325,942	6,868,376
	積立金	1,169,366	2,214,493
	繰出金	8,885,035	10,843,530
	合計	87,571,793	97,764,527

▶ 市費に占める教育費の割合（決算）

年度	項目	額（千円）	割合（%）
24	教育費	8,991,177	10.3%
	市費	87,571,793	
29	教育費	8,831,614	9.0%
	市費	97,764,527	

所沢図書館の現状

1. 貸出数・貸出利用者数・登録者数

平成 25（2013）年度と比較すると、貸出数は約 6.7%、貸出利用者は約 7.7%、登録者数は約 5.2%、それぞれ減少しています。

施設の改修工事等による長期休館（本館ほか3館）や、貸出数の多かったコンビニエンスストア2店舗が閉店等によりサービス終了となったことなどが影響していると考えられます。

貸出数

年度	H25	H26	H27	H28	H29
貸出数	1,720,640	1,732,637	1,725,659	1,676,823	1,604,514

貸出利用者数

年度	H25	H26	H27	H28	H29
利用者数	589,837	600,199	593,789	575,524	544,125

実利用者数

年度	H25	H26	H27	H28	H29
利用者数	49,799	49,009	47,855	47,035	44,916

登録者数

年度	H25	H26	H27	H28	H29
登録者数	118,456	117,071	116,021	113,988	112,345
所沢市民	112,294	110,836	109,811	107,905	106,368

2. 予約受付数

予約受付数は、平成 27(2015)年度をピークに減少し始めていますが、インターネットの普及に伴い、図書館ホームページからの予約数の割合は徐々に増えています。

予約受付数

年度	H25	H26	H27	H28	H29
受付数	382,450	397,979	414,904	397,706	377,944
内インターネット	277,990	291,213	303,600	291,406	279,930
インターネットの割合	72.7%	73.2%	73.2%	73.3%	74.1%

3. 所蔵数

所蔵数は毎年増加し、平成 28(2016)年度には 100 万冊・点を超えました。図書等購入費の継続的かつ安定的な予算措置による蔵書構築が行われた結果と考えられます。

所蔵数

年度	H25	H26	H27	H28	H29
一般書	597,896	622,265	632,012	642,616	652,882
児童書	289,442	294,984	299,345	304,454	308,656
紙芝居	5,049	5,151	5,187	5,354	5,484
図書計	892,387	922,400	936,544	952,424	967,022
雑誌	37,570	38,546	38,165	38,965	39,875
視聴覚	13,995	14,695	15,295	22,940	23,430
合計	943,952	975,641	990,004	1,014,329	1,030,327

図書購入費の推移

年度	H25	H26	H27	H28	H29
図書購入費（千円）	55,000	55,000	55,000	55,000	55,000
備品図書購入費（千円）	330	330	330	330	330
図書費：計（千円）	55,330	55,330	55,330	55,330	55,330
所沢市人口（人）	342,564	343,067	343,321	343,986	343,993
市民一人当たりの購入費（円）	161.5	161.3	161.2	160.8	160.8

4. 平成29年度主要統計の市民年齢別割合

市民を対象とした主要統計を年齢別にみると、61歳以上の割合が、貸出数は39.2%、のべ貸出利用者数は44.1%となっています。累積登録者は24.7%となっていることから、リピーターの利用が多いことが分かります。

平成25年度と比較すると、61歳以上の方の貸出数は4.8ポイント上昇し、のべ貸出利用者数は6.9ポイント上昇しています。

平成29年度主要統計市民年齢別割合

年齢	0~6	7~12	13~15	16~18	19~22	23~30	31~40	41~50	51~60	61~	その他
人口	5.5	5.0	2.5	2.7	4.2	8.5	12.5	16.1	12.3	30.8	0.0
貸出数	4.0	8.6	1.4	0.8	1.2	3.1	12.8	17.4	11.1	39.2	0.4
のべ貸出利用者数	2.2	6.2	1.4	0.9	1.4	3.4	10.6	16.6	12.8	44.1	0.4
累積登録者	1.9	7.8	5.3	4.5	5.0	9.5	14.6	16.7	10.0	24.7	0.0

平成25年度主要統計市民年齢別割合

年齢	0~6	7~12	13~15	16~18	19~22	23~30	31~40	41~50	51~60	61~	その他
人口	5.7	5.1	2.7	2.7	4.1	9.1	14.3	15.3	11.8	29.2	0.0
貸出数	3.6	9.3	1.8	1.0	1.5	4.2	15.1	17.4	11.2	34.4	0.5
のべ貸出利用者数	2.2	7.0	1.9	1.2	1.8	4.6	13.4	17.7	12.5	37.2	0.5
累積登録者	1.7	8.2	5.4	4.8	5.3	10.9	16.0	16.3	9.4	22.0	0.0

5. レファレンス件数

レファレンス受付件数は年度によって増減がありますが、増加傾向にあります。課題解決支援サービスの一環としてのレファレンスサービスが浸透してきていると考えられます。

年度	H25	H26	H27	H28	H29
レファレンス件数	798	1,000	961	1,071	1,217

6. 県内図書館活動調査

埼玉県西部まちづくり協議会の構成市である所沢市・入間市・狭山市・飯能市、また、県内自治体のうち、所沢市以外に人口 30 万人以上の市であるさいたま市・川口市・川越市・越谷市と、県内平均との比較は、以下の通りです。

市町村名	所沢	さいたま	川口	川越	越谷	入間	狭山	飯能	県内平均
奉仕人口（人）	341,091	1,290,029	587,008	353,321	342,486	147,430	150,550	80,092	
蔵書冊数（冊） （視聴覚・雑誌除く）	967,022	3,539,351	1,275,683	804,404	652,552	546,021	654,499	254,017	366,482
市民一人当たりの蔵書冊数（冊）	2.84	2.74	2.17	2.28	1.91	3.70	4.35	3.17	3.16
貸出冊数（冊） （視聴覚・団体貸出除く）	1,516,307	8,855,618	2,845,630	1,637,245	1,781,877	808,763	841,294	407,293	610,198
市民一人当たりの貸出冊数（冊）	4.45	6.86	4.85	4.63	5.20	5.49	5.59	5.09	5.26
図書購入費（千円）	43,624	156,253	84,623	22,473	51,411	16,632	27,266	10,060	16,699
市民一人当たりの図書購入費（円）	128	121	144	64	150	113	181	126	144

資料：『平成 30 年度 埼玉の公立図書館』『平成 29 年度市町村図書館活動調査結果一覧』
※図書購入費は、図書のみ対象／奉仕人口は「埼玉県推計人口」（平成 30 年 4 月 1 日現在）

平成29年度市民アンケート調査結果(抜粋)

第2次所沢市図書館ビジョンの策定にあたり、第1次ビジョンに基づく図書館運営の進捗状況を確認するため、市民及び市内小学生、中学生、高校生を対象としたアンケート調査を実施しました。

調査結果の詳細は『所沢市立所沢図書館市民アンケート調査集計結果報告書』として、各図書館及び図書館ホームページ等にて公開しました。

※前回調査との比較部分は、平成23年度調査との比較です。

1. 市民アンケート調査結果(一般)

対象者	住民基本台帳から年齢別人口比率に基づき無作為抽出した満18歳以上の市民
対象者数	2,000人
期間	平成29年12月1日～12月31日
調査方法	郵送
有効回収数	696サンプル(回収率34.8%)

【概要】

- ▶ 1か月の読書量については、全体の8割以上の方が少なくとも1冊は本や雑誌を手にしてはいますが、前回調査と比較すると6.2ポイント減少しており、所沢市においても、読書離れが進行していると考えられます。
- ▶ 図書館の利用頻度については、大きな変化は見られず、ほぼ毎日利用する方から月に1回程度と定期的に利用する方を合わせると約3割となり、前回調査の数値を維持しています。
- ▶ 図書館のサービスについては、本や雑誌、CDなどの貸出・返却サービスを「利用している」と答えた方が半数を超え、利用していないが「知っている」と答えた方を含めると、9割近くになります。このことから、市民に最もよく知られている図書館サービスは、貸出・返却サービスであるといえます。
- ▶ 図書館に来館される目的については、館内での読書や調べものによる来館をあわせた数値が、本や雑誌・CDなどの貸出・返却より多いことから、館内

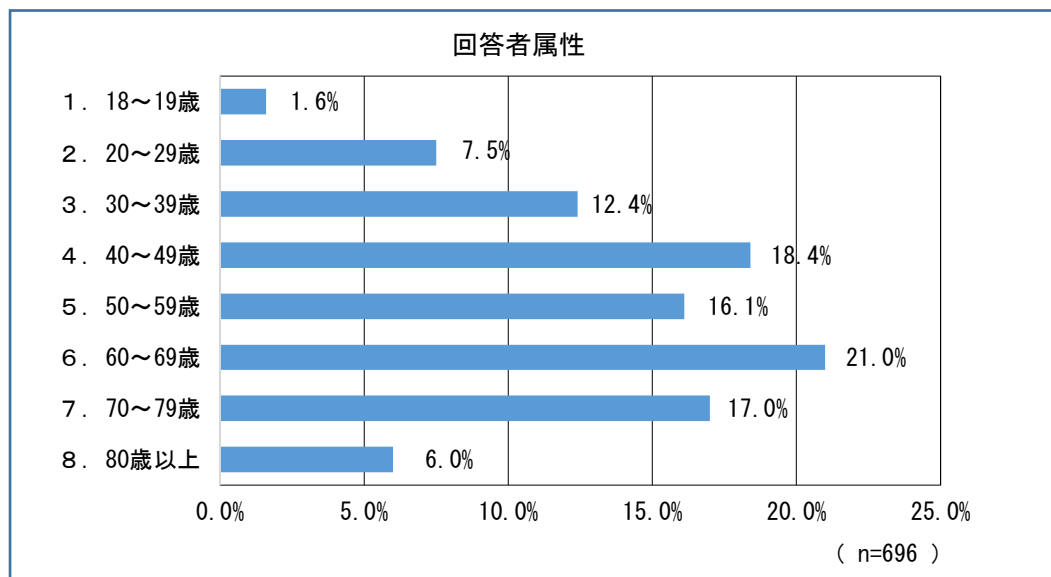
に滞在して利用される方が多いと考えられます。

- ▶優先的に行った方が良いとする項目については、本や雑誌・CD等の充実が最も多く、次いで施設・設備の充実となっています。希望として「くつろいで閲覧できる場所」「集中して調べものができる場所」が60代以上で多く挙がっており、居場所としての図書館を望む声が多いと考えられます。
- ▶図書資料等についての希望としては、新しい本や雑誌の充実を望む声が多い中で、活字の大きな書籍や大人向け紙芝居を増やして欲しいなど、高齢者等に向けたサービスを望む声もありました。

【主な調査結果】

①回答者属性

回答者696人のうち、男性が約4割、女性が約6割でした。年齢別では60歳代が最も多い結果となりました。

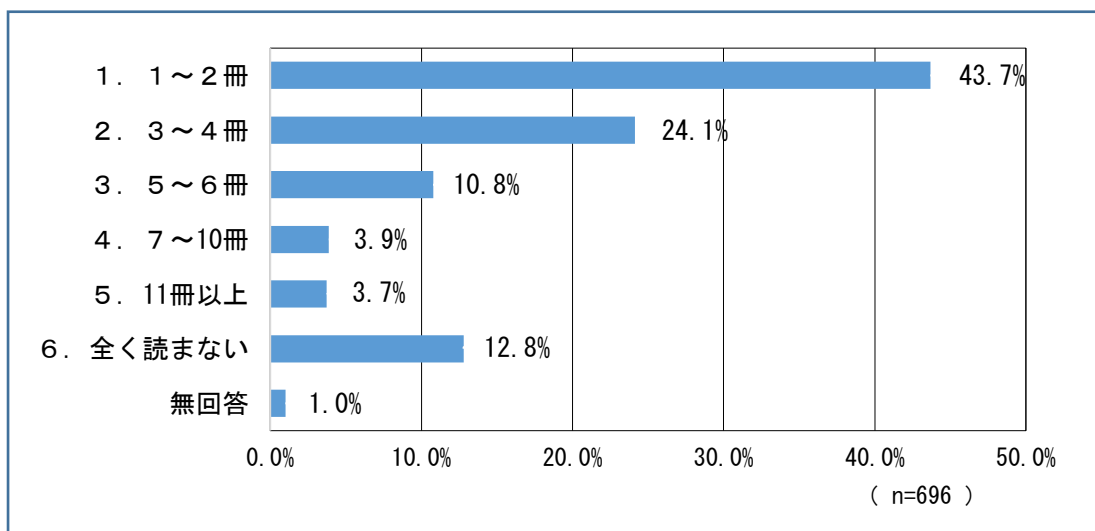


②最近1か月の読書量

設問：あなたは、本や雑誌を1か月に平均何冊くらいお読みになりますか。

「1. 1～2冊」が43.7%で最も多く、次いで「2. 3～4冊」が24.1%、「3. 5～6冊」が10.8%で、全体としては86.2%の人が1か月のうちに少なくとも1冊は本や雑誌を手にしてしています。

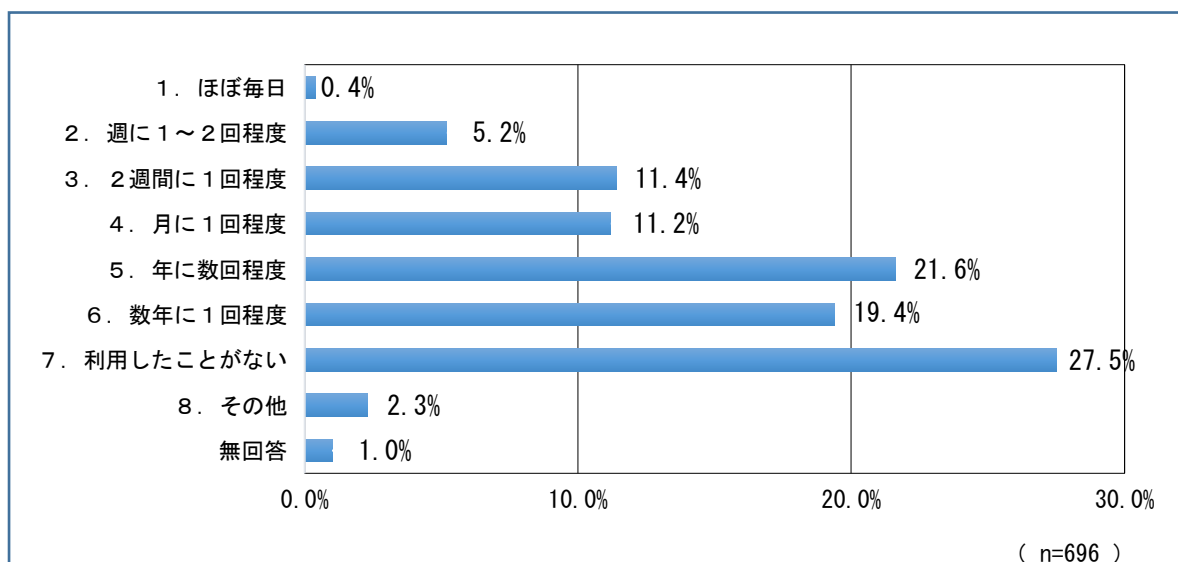
前回調査では、1冊以上本を手にする人が、92.4%でした。全体的に本を手にする人が減少しているといえます。



③所沢市立図書館利用頻度

設問：あなたは、所沢市の図書館をどのくらいの頻度で利用しますか。

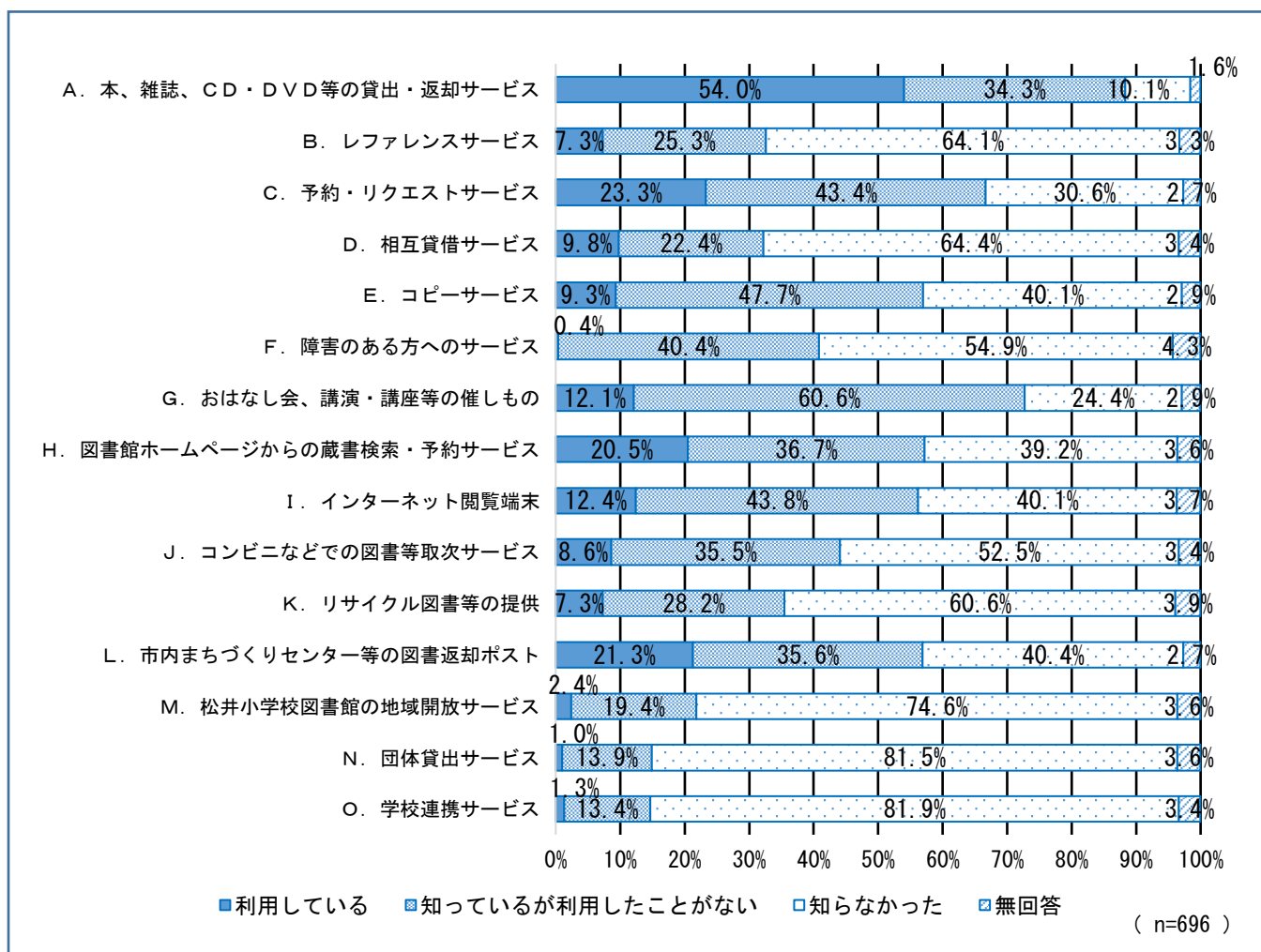
「1. ほぼ毎日」「2. 週に1～2回程度」を選択した利用頻度の高い方は、合わせて5.6%と少数ですが、「3. 2週間に1回程度」「4. 月に1回程度」と定期的に利用する方を合わせると約3割となります。



④サービス認知度

設問：所沢市の図書館では、A～Oのサービスを行っていますが、あなたがご存知のサービスはありますか。

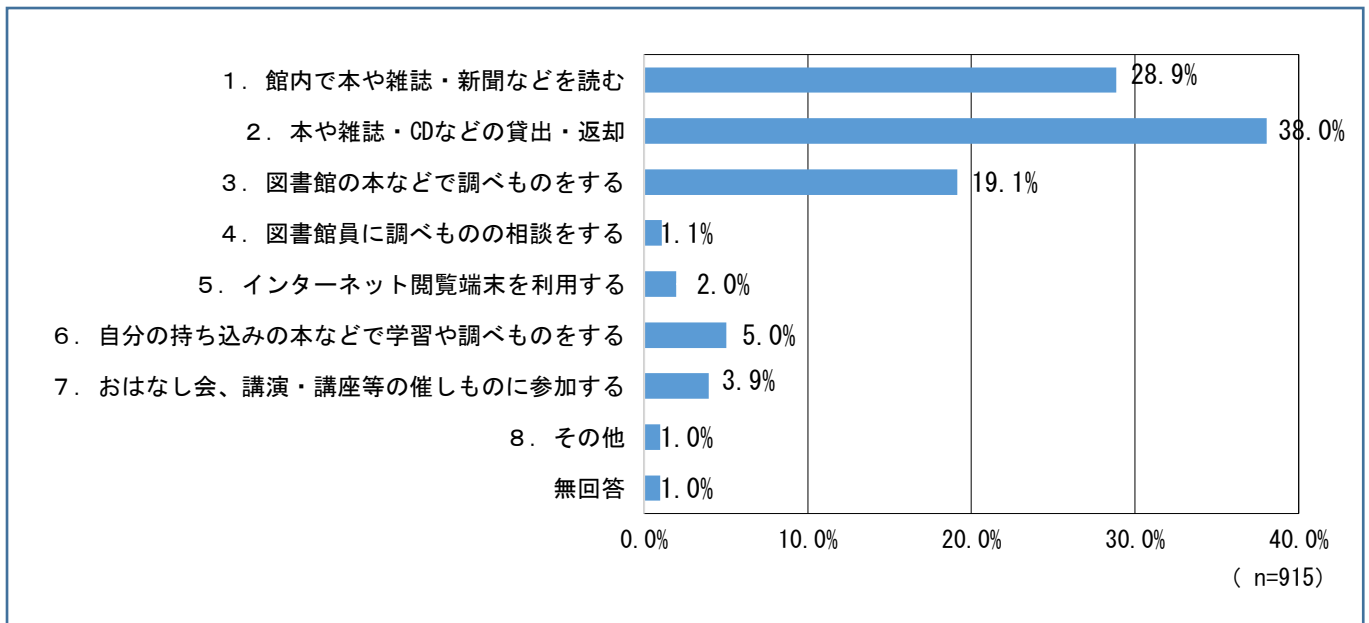
「A.本、雑誌、CD・DVD等の貸出・返却サービス」は、「利用している」が54.0%と半数を超えており、「知っているが利用したことはない」と合わせると88.3%で、高い認知度を示しています。「N. 団体貸出サービス」、「O. 学校連携サービス」などはあまり知られていません。



⑤利用内容

設問：あなたは、図書館を主にどのように利用されていますか。

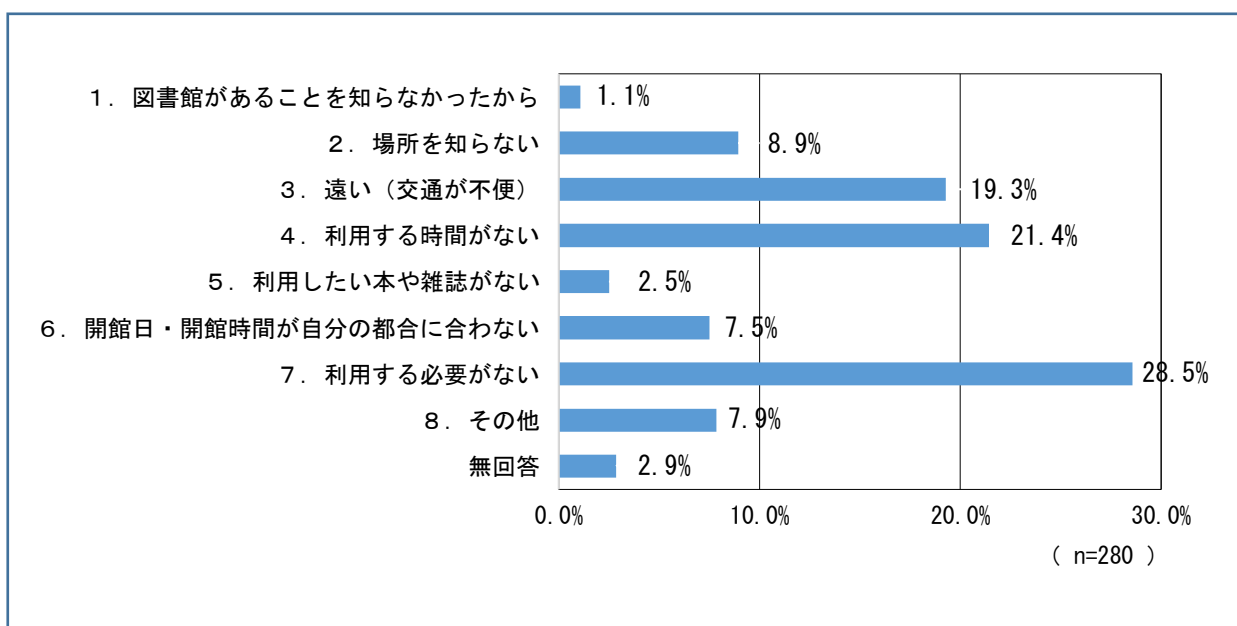
「2. 本や雑誌・CDなどの貸出・返却」が最も多く38.0%、「1. 館内で本や雑誌・新聞などを読む」が28.9%、次いで「3. 図書館の本などで調べものをする」が19.1%となっています。「4. 図書館員に調べものの相談をする」は1.1%で、「8. その他」を除き最も少なくなっています。



⑥図書館を利用しない理由

設問：図書館を利用されないのは、なぜですか。

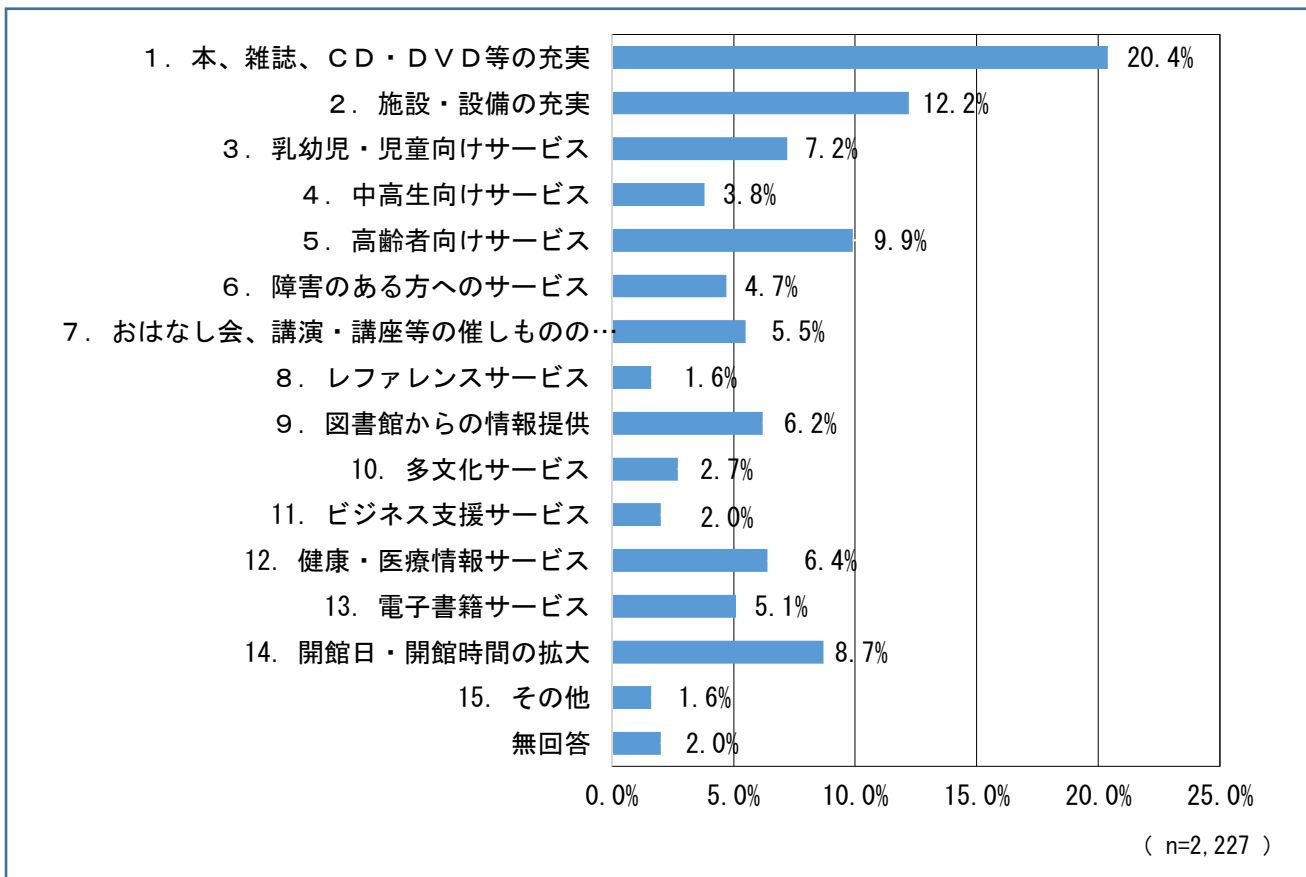
「7. 利用する必要がない」が最も多く 28.5%、次いで「4. 利用する時間がない」21.4%、「3. 遠い（交通が不便）」が 19.3%となっています。



⑦図書館に優先的に望むサービス

設問：あなたが、これから図書館で優先的に行った方が良いと思うサービスについてお聞きします。

「1. 本、雑誌、CD・DVD等の充実」が20.4%と最も多く、次いで「2. 施設・設備の充実」12.2%と続きます。



2. 市民アンケート調査(小学生)

対象者	所沢市内の市立小学校（32校） 各校5年生1クラス
対象者数	1,028人
期間	平成30年1月12日～1月31日
調査方法	学校を通じて配布
有効回収数	963サンプル（回収率93.7%）

【概要】

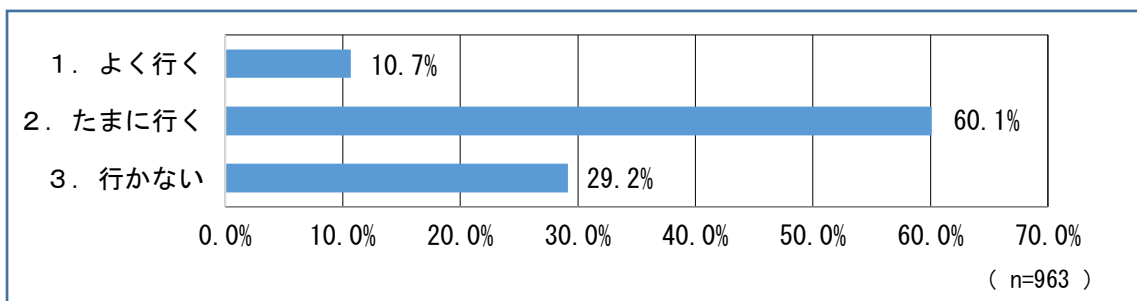
- ▶ 前回調査と比較し、市立図書館に「よく行く」または「たまに行く」と回答した児童が増え、7割となり、「行かない」という回答は減少しています。
- ▶ 「誰と図書館に行くか」という質問に対し、「友だち」・「一人」とする回答が減少して「家族」が増加しました。これは、社会情勢を反映していると推察しています。
- ▶ 来館目的については貸出・返却などのサービスがやや減少している一方、「気ばらしや時間つぶし」「学校の勉強をする」といった居場所の確保についての項目がやや増加しています。
- ▶ 図書館サービスについては、本や紙芝居などの貸出サービスを「知らなかった」とする回答は減少していますが、CDやDVDなどの利用については、あまり知られていない結果となりました。小学生の利用は、直接来館し、書架から借りる方法が多く、視聴覚資料の場合、所沢分館以外の館では予約による取り寄せになることが要因と思われます。
- ▶ 図書館を利用しない理由としては、「本をよみたくない」や「本のかり方がわからない」が減少していますが、「図書館がどこにあるのかしらない」が増加する結果となっています。読書活動推進の効果が見られる一方で、市立図書館の利用促進については更に努力が必要と思われます。

【主な調査結果】

①所沢市立図書館利用頻度

設問：あなたは、所沢市の図書館に、行ったことがありますか。

「1. よく行く」が10.7%、「2. たまに行く」が60.1%。合わせて70.8%が市立図書館を利用しています。

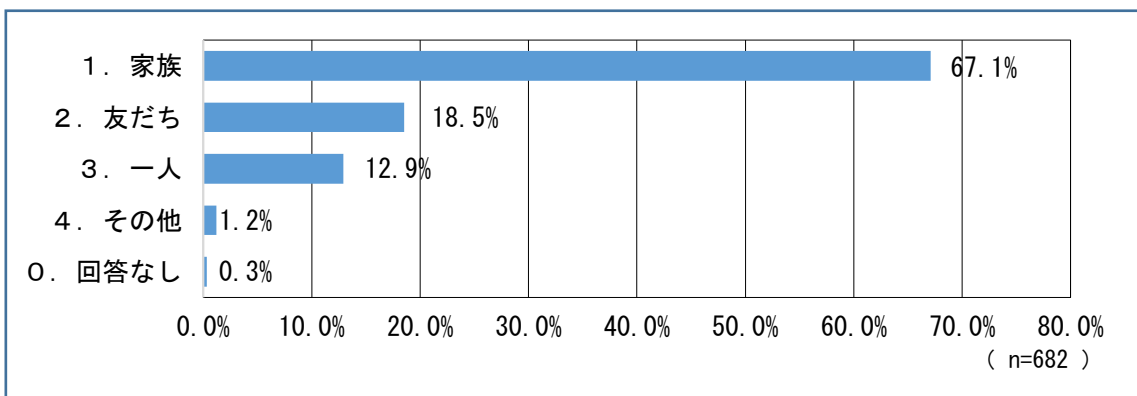


②誰と図書館に行くか

設問：図書館には、だれといっしょに行きますか。

「1. 家族」が67.1%と最も多く、「2. 友だち」は18.5%、「3. 一人」は12.9%でした。

前回調査との比較では、「2. 友だち」が3ポイント減、「3. 一人」が2ポイント減となっています。一方、「1. 家族」は、実質3.4ポイント増となっており、社会情勢を反映していると思われます。



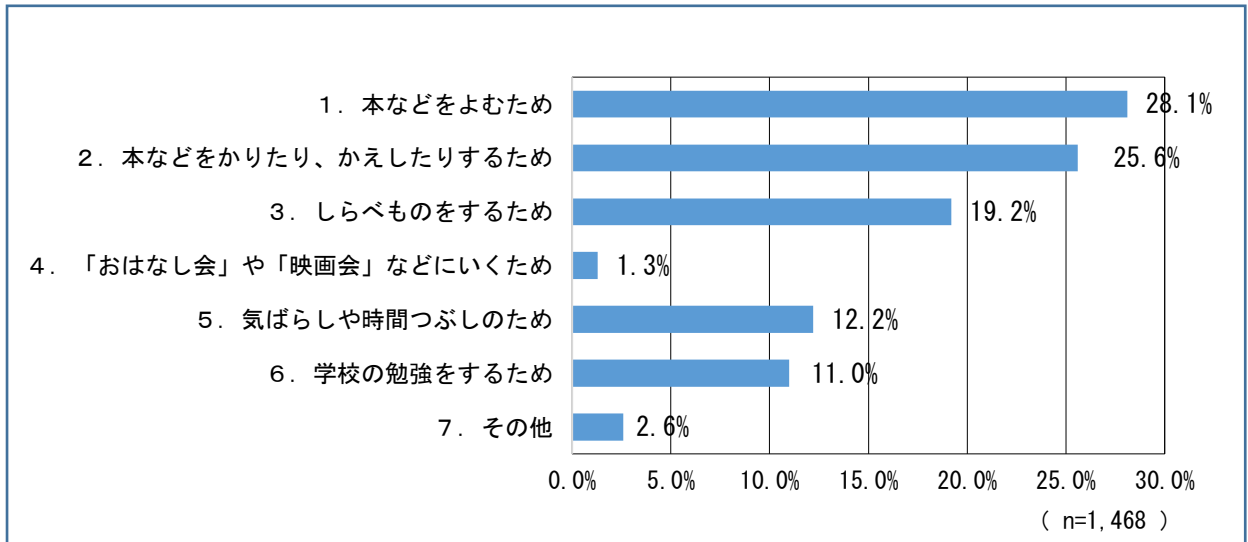
③図書館利用内容

設問：図書館に行くのは、何のためですか。

「1. 本などをよむため」が28.1%と最も多く、次いで「2. 本などをかりたり、かえしたりするため」が25.6%となっています。

前回調査との比較では、「2. 本などをかりたり、かえしたりするため」などの図書館の主なサービスについてはやや減少している一方、「5. 気ばらしや時間つぶしのため」が2.1ポイント増、「6. 学校の勉強をするため」が

3.1 ポイント増と、居場所の確保についての項目がやや増加しています。



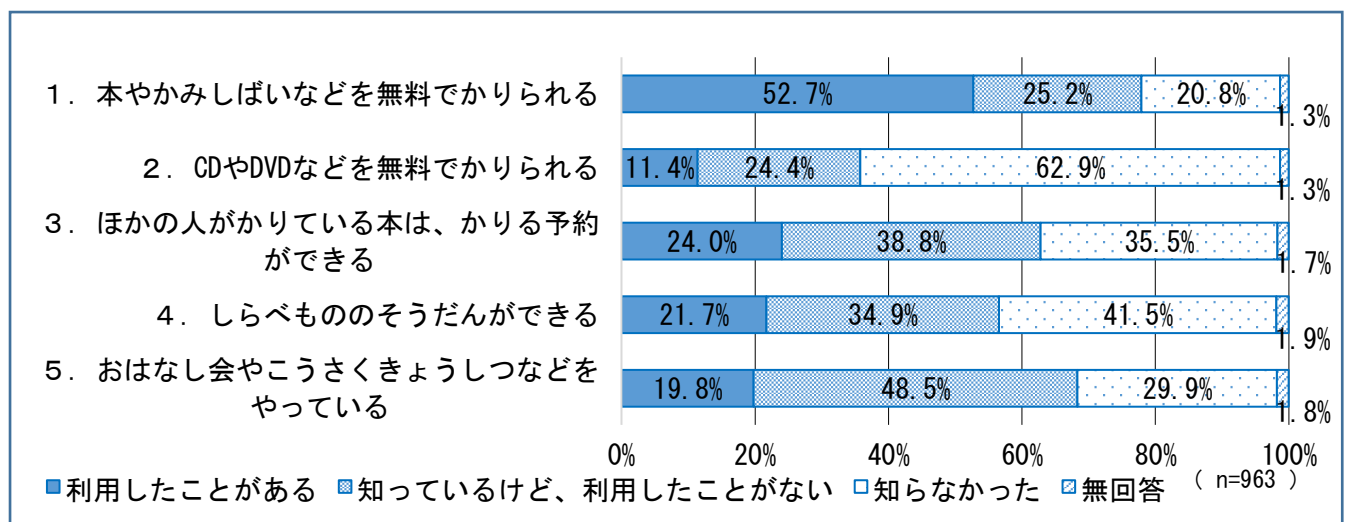
④図書館サービスの認知度

設問：図書館で次のことをやっているのを知っていますか。また、利用したことがありますか。

「1. 本やかみしばいなどを無料でかりられる」については、「利用したことがある」が52.7%となっています。一方「知らなかった」と回答しているのは、「2. CDやDVDなどを無料でかりられる」が62.9%、「4. しらべもののそうだんができる」が41.5%、となっています。

前回調査との比較では、「1. 本やかみしばいなどを無料でかりられる」の内訳で、「利用したことがある」が8.6ポイント増加しており、「知らなかった」が7.7ポイント減少しています。

直接来館し、書架から借りる方法が多く取られており、視聴覚資料は所沢分館以外では取り寄せての利用となります。そのため、来館以外の利用について知られていないのは、予約サービスの認知度の低さの影響もあると思われます。

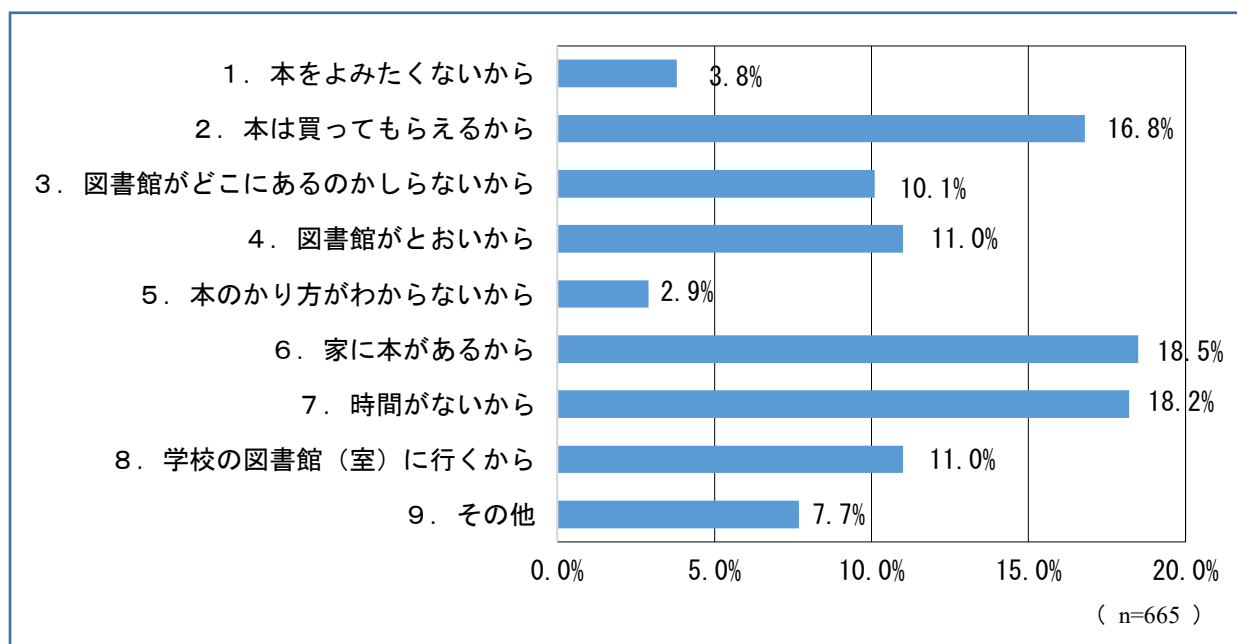


⑤図書館を利用しない理由

設問：図書館に行かないのはなぜですか。

「6. 家に本があるから」が18.5%と最も多く、次いで「7. 時間がないから」が18.2%、「2. 本は買ってもらえるから」が16.8%と続き、「4. 図書館がとおいから」と「8. 学校の図書館(室)に行くから」が同率で11.0%、「3. 図書館がどこにあるか知らないから」は、10.1%となっています。

前回調査との比較では、「1. 本をよみたくないから」が1.9ポイント減、「5. 本のかり方がわからないから」が1.9ポイント減となっていますが、「3. 図書館がどこにあるのか知らないから」が2.3%増加しています。読書活動推進の効果が見られる一方で、公立図書館の利用促進については更に努力が必要と思われます。



3. 市民アンケート調査(中学生)

対象者	所沢市内の市立中学校（15校） 各校2年生1クラス
対象者数	529人
期間	平成30年1月12日～1月31日
調査方法	学校を通じて配布
有効回収数	472サンプル（回収率89.2%）

【概要】

- ▶市立図書館の利用についての前回調査との比較では、利用している生徒が約7割に増加し、利用したことが無い生徒は減少しています。
- ▶「誰と図書館に行くか」という設問には、「友だち」が最も多く、次に「一人」、「家族」の順となっています。前回調査との比較では「一人」が最も増加し、次いで「友だち」も増加する一方で、「家族」が大きく減少しています。
- ▶利用する内容は、「勉強をするため」が最も多く、次いで「本などを読むため」となっています。また「気分転換や時間つぶしのため」も増加しており、基本のサービスに加えて、居場所としての図書館が求められていると考えられます。
- ▶図書館サービスとしては、本や雑誌などの貸出サービスを利用したことがあるとする回答が大きく増加しており、一方で「CDやDVDなどを無料で借りられる」「調べものの相談ができる」は、あまり知られていないという結果となっています。
- ▶市立図書館を利用しない理由として、「時間がないから」が最も多い結果となりましたが、「本は買ってもらえる」「家に本がある」、「学校の図書館(室)に行く」なども増加しており、本が身近にある環境の生徒が増えていると考えられます。
- ▶「図書館の場所を知らない」「本のかり方がわからない」は減少しており、読書活動推進の取り組みの成果が表れていると考えられます。

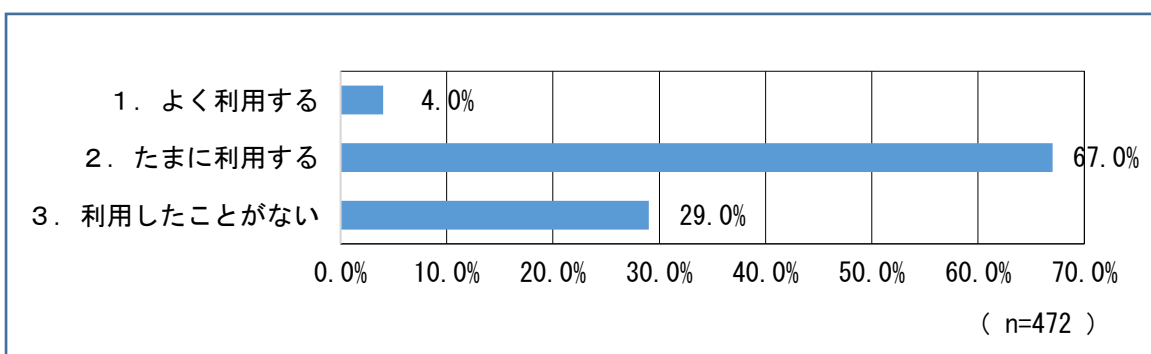
【主な調査結果】

①所沢市立図書館利用頻度

設問：あなたは、所沢市の図書館を利用したことがありますか。

「1. よく利用する」が4.0%、「2. たまに利用する」が67.0%、合わせて71.0%が市立図書館を利用しています。「3. 利用したことがない」は29.0%となりました。

前回調査との比較では、「1. よく利用する」が0.5ポイント増、「2. たまに利用する」が2.8ポイント増と、市立図書館を利用している生徒が増加し、「3. 利用したことが無い」は3.3ポイント減少しました。

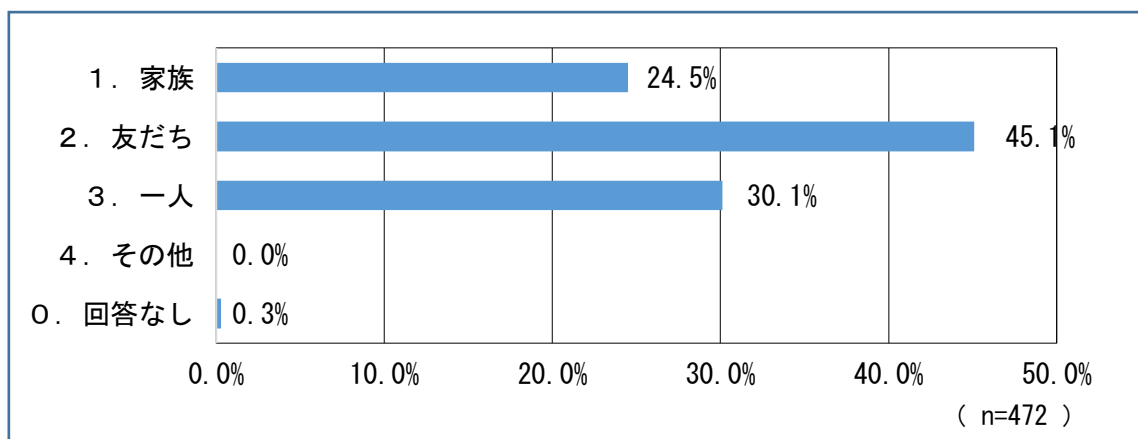


②誰と図書館に行くか

設問：図書館には、誰と一緒にいきますか。

「2. 友だち」が45.1%で最も多く、次に「3. 一人」が30.1%、「1. 家族」24.5%の順となっています。

前回調査との比較では、「3. 一人」が最も増加して5.6ポイント増、次いで「2. 友だち」が4.9ポイント増加しています。一方「1. 家族」は8.1ポイント減と大きく減少しています。

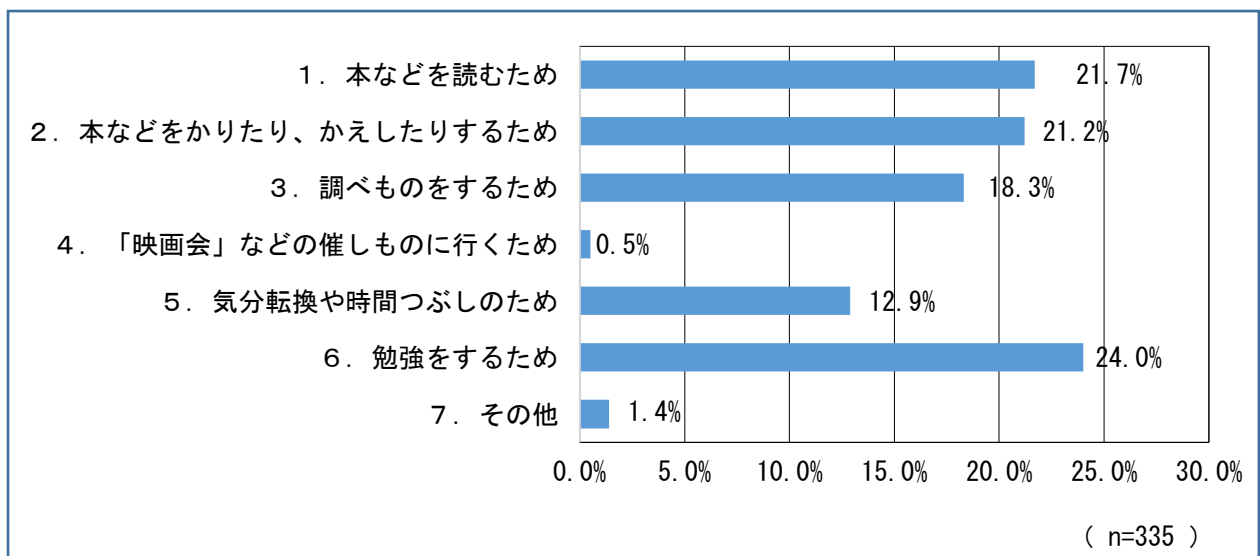


③図書館利用内容

設問：図書館を利用するのは、何のためですか。

「6. 勉強をするため」が24.0%と最も多く、次いで「1. 本などを読むため」が21.7%、続いて「2. 本などをかりたり、かえしたりするため」が21.2%となっています。

前回調査との比較では、「6. 勉強をするため」が9.5ポイント増と大きく増加しており、「5. 気分転換や時間つぶしのため」が2.7ポイント増となっています。一方で、「1. 本などを読むため」「2. 本などをかりたりかえしたりするため」「3. 調べものをするため」といった図書館の基本的なサービスについてはやや減少しています。基本サービスに加えて、居場所としての図書館が求められていると考えられます。



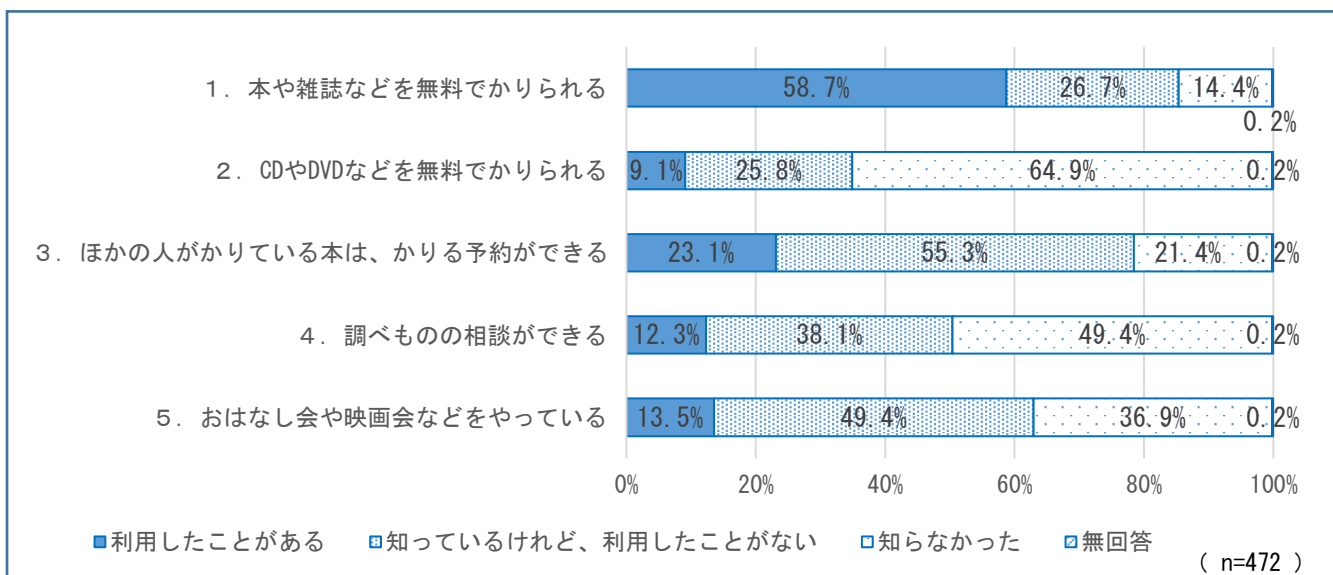
④図書館サービスの認知度

設問：図書館が行っているサービスについて、あてはまる番号に○をつけてください。

「1. 本や雑誌などを無料でかりられる」については、58.7%が「利用したことがある」と答えています。

一方、知らなかったと回答しているものは、「2. CD や DVD などを無料でかりられる」が64.9%、「4. 調べものの相談ができる」が49.4%となっています。

前回調査との比較では、「1. 本や雑誌などを無料でかりられる」については、「利用したことがある」が7.4ポイント増、「2. CD や DVD などを無料でかりられる」は、「知らない」が2.5ポイント増でした。



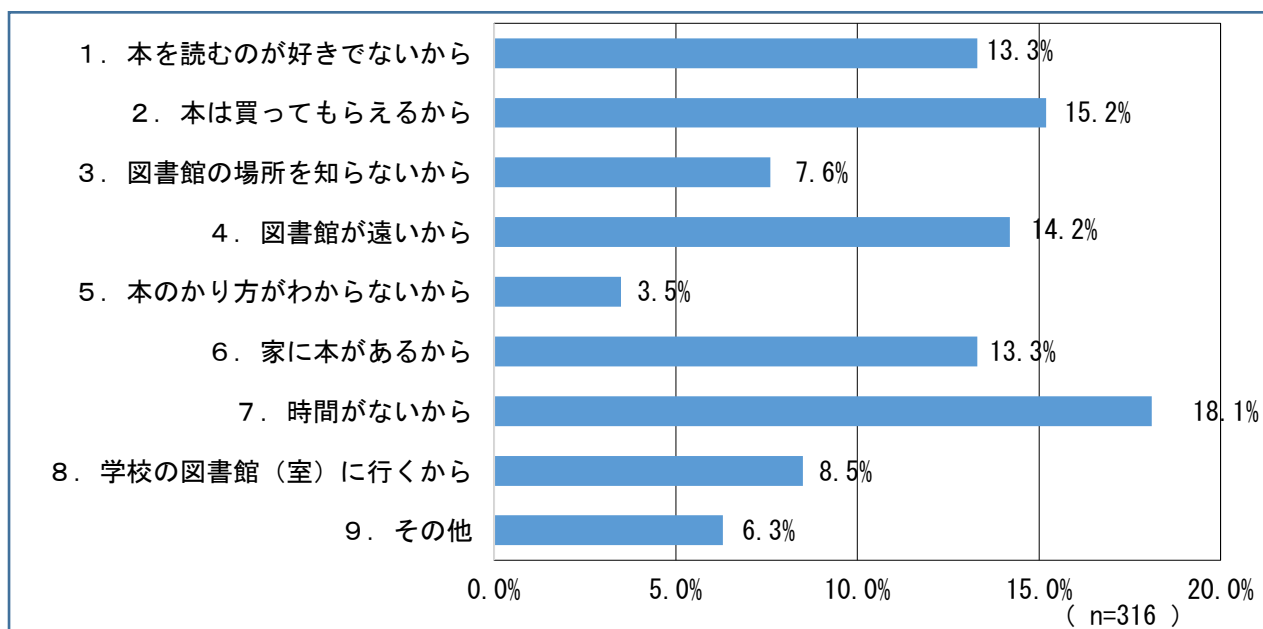
⑤図書館を利用しない理由

設問：図書館を利用しないのはなぜですか。

「7. 時間がないから」が18.1%と最も多く、次いで「2. 本は買ってもらえるから」が15.2%、「4. 図書館が遠いから」が14.2%となっています。

前回調査との比較では、「1. 本を読むのが好きではないから」が1.5ポイント増加していますが、「2. 本は買ってもらえるから」「6. 家に本があるから」「8. 学校の図書館(室)に行くから」も増加しており、本が身近にある環境の生徒が増えていると考えられます。また、「9. その他」の中に、「自分で買う」とする回答も6件ありました。

一方、「3. 図書館の場所を知らないから」「5. 本のかり方がわからないから」は減少しており、読書活動推進の取り組みの成果が表れていると考えられます。



4. 市民アンケート調査(高校生)

対象者	所沢市内県立高等学校（6校） 各校2年生1クラス
対象者数	240人
期間	平成30年1月19日～2月2日
調査方法	学校を通じて配布
有効回収数	212サンプル（回収率88.3%）

【概要】

- ▶最近1か月の読書量では「全く読まない」と答えた生徒が最も多く、前回から大きく増加しています。また、1か月のうちに本や雑誌を手にとっている生徒も大きく減少しており、この年代の読書離れが著しく進んでいるといえます。
- ▶所沢市の図書館を「利用したことがない」とする生徒が7割以上ですが、利用している生徒では、「館内で本や雑誌・新聞などを読む」、「図書館の本などで調べものをする」「自分の持ち込みの本などで学習や調べものをする」が多く、図書館を居場所として利用していることがわかります。
- ▶「本、雑誌、CD・DVD等の貸出・返却サービス」については、よく知られていますが、レファレンスサービスやコンビニでの図書等取次サービスなど、その他のサービスについては、半数以上が「知らなかった」を選択しており、前回からの変化はあまり見られませんでした。
- ▶所沢市の図書館を利用しない理由としては、「場所を知らない」が最も多く、「自分が住んでいる地域の図書館を利用している」、「利用する必要がない」が続いています。
- ▶図書館に優先的に望むサービスとしては、「本、雑誌、CD・DVD等の充実」が大きく増加し、最も多く選択されています。次いで「中高生向けサービス」、「施設・設備の充実」となっています。

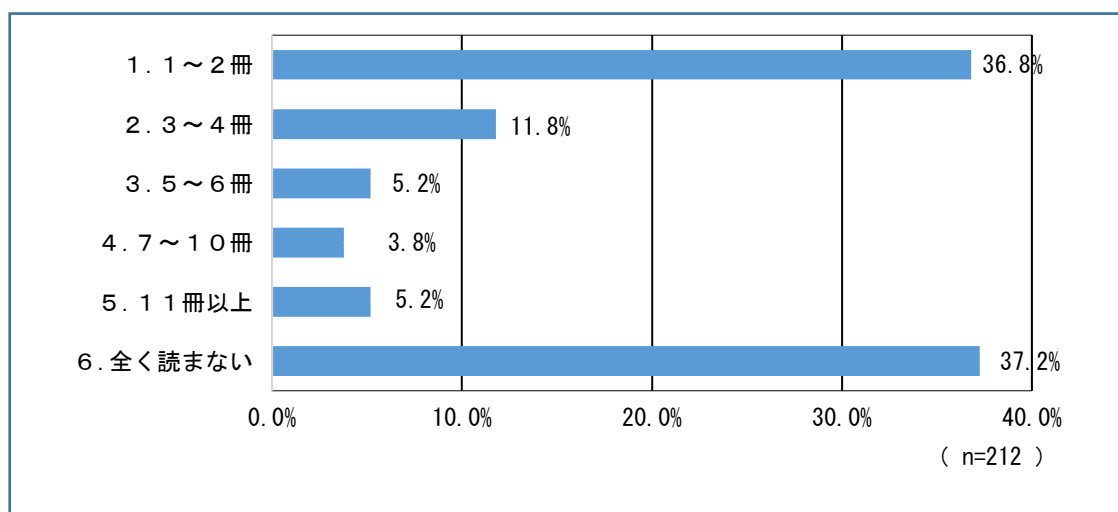
【主な調査結果】

①最近1か月の読書量

設問：あなたは、本や雑誌を1か月に平均何冊くらいお読みになりますか。

「6. 全く読まない」と答えた生徒が最も多く37.2%、次いで「1. 1～2冊」が36.8%となっています。「5. 11冊以上」は5.2%となっており、全体の62.8%の生徒は、1カ月のうちに本や雑誌を手にとっていることになります。

前回調査との比較では、「6. 全く読まない」と答えた生徒が、21.1ポイント増加していました。また、1カ月のうちに本や雑誌を手にとっている生徒は、20.6ポイント減少していました。この年代の読書離れが、著しく進んでいると言えます。

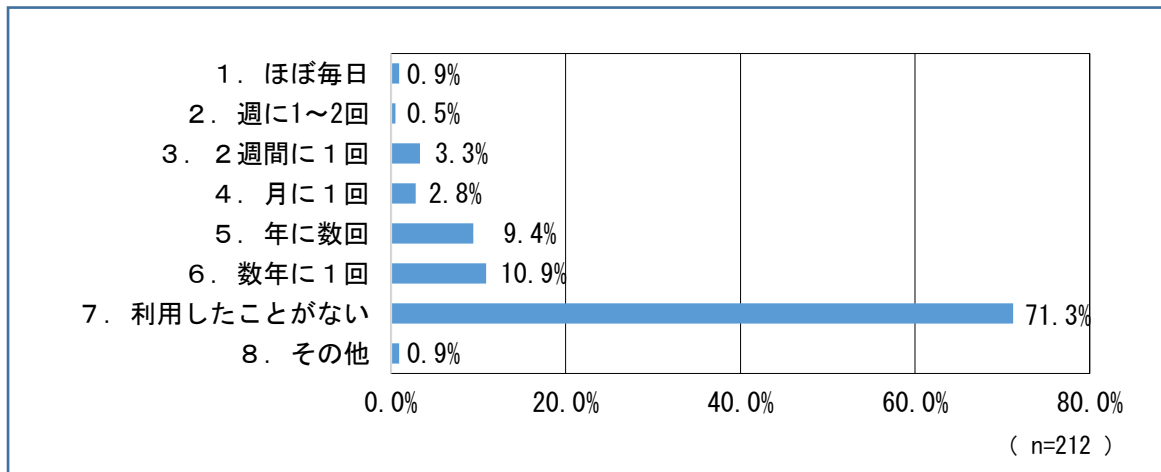


②所沢市立図書館利用頻度

設問：あなたは、所沢市の図書館をどのくらいの頻度で利用しますか。

所沢市の図書館を「7. 利用したことがない」とする回答が71.3%であり、「6. 数年に1回」の10.9%と合わせ、ほとんど利用していない生徒が、全体の約82.2%でした。

なお、全員が利用対象となる市内在学者ですが、市内在住者は、回答数の約36.8%です。なお、前回からの変化は、あまり見られませんでした。

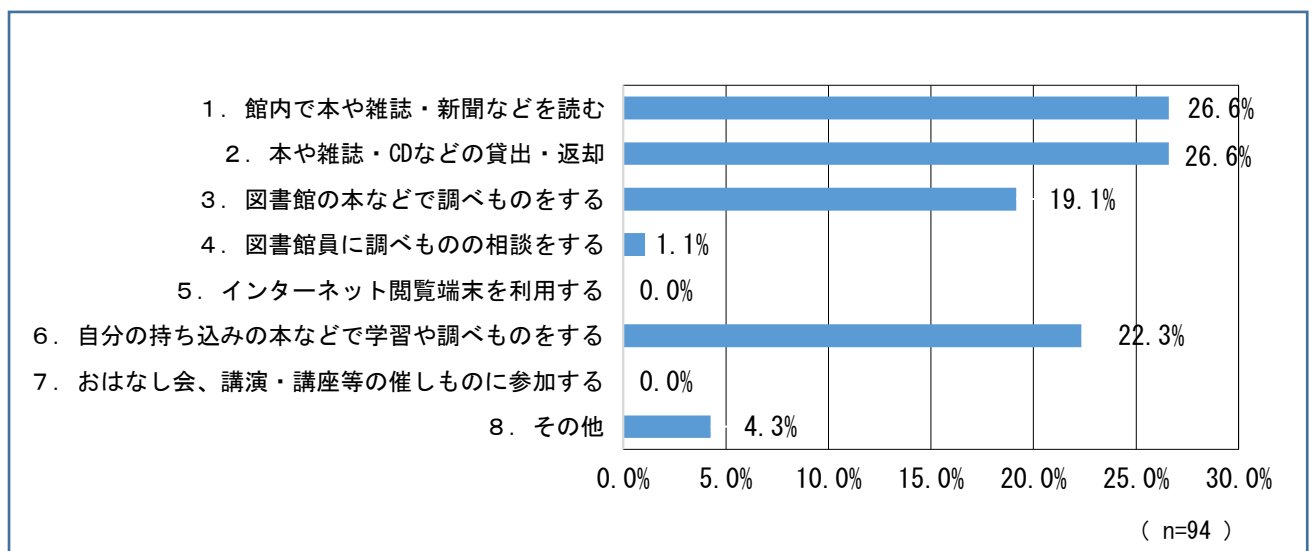


③利用内容

設問：あなたは、図書館を主にどのように利用されていますか。

「1. 館内で本や雑誌・新聞などを読む」、「3. 図書館の本などで調べものをする」「6. 自分の持ち込みの本などで学習や調べものをする」を合わせると68%であり、図書館を居場所として利用していることが伺えます。

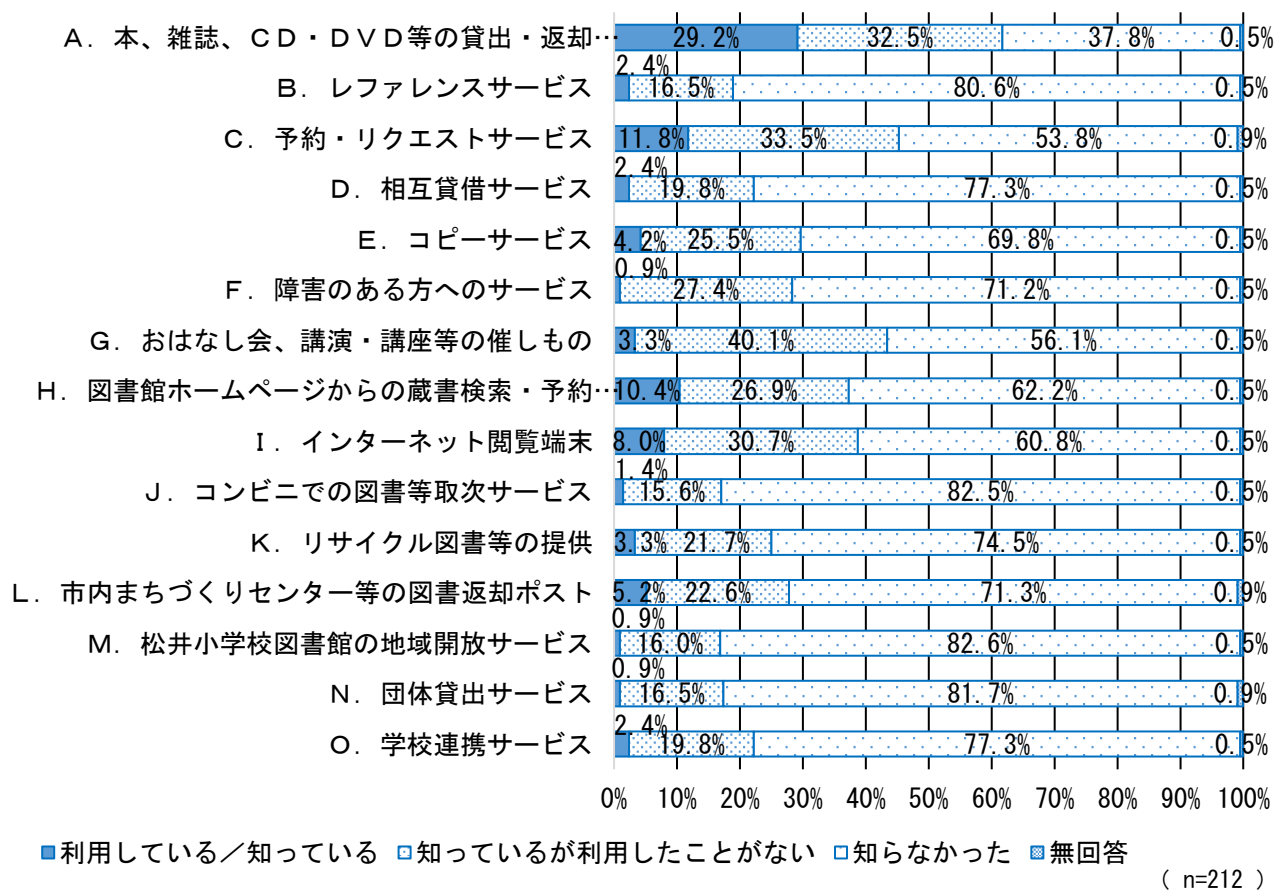
前回調査との比較では、「5. インターネット閲覧端末を利用する」が3.1ポイント減少し、0%となったのは、この年代でスマートフォンが普及したからではないかと考えられます。



④サービス認知度

設問：所沢市の図書館では、A～Oのサービスを行っていますが、あなたのご存知のサービスはありますか。

「A.本、雑誌、CD・DVD等の貸出・返却サービス」については、「利用している」「知っているが利用したことがない」を合わせて61.7%と認知されていますが、その他のサービスについては、半数以上が「知らなかった」を選択しています。前回からの変化は、あまり見られませんでした。

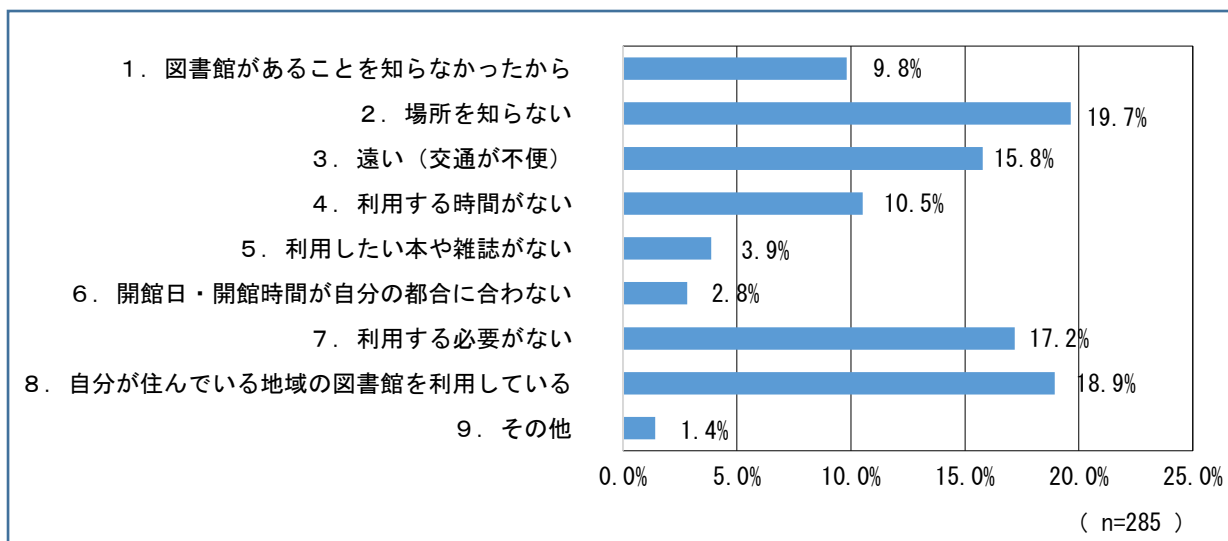


⑤図書館を利用しない理由（複数選択）

設問：図書館を利用されないのは、なぜですか。

「2. 場所を知らない」が19.7%と一番多く、「8. 自分が住んでいる地域の図書館を利用している」が18.9%、「7. 利用する必要がない」が17.2%と続いています。

前回調査との比較では、「1. 図書館があることを知らなかったから」「2. 場所を知らない」は減少しています。

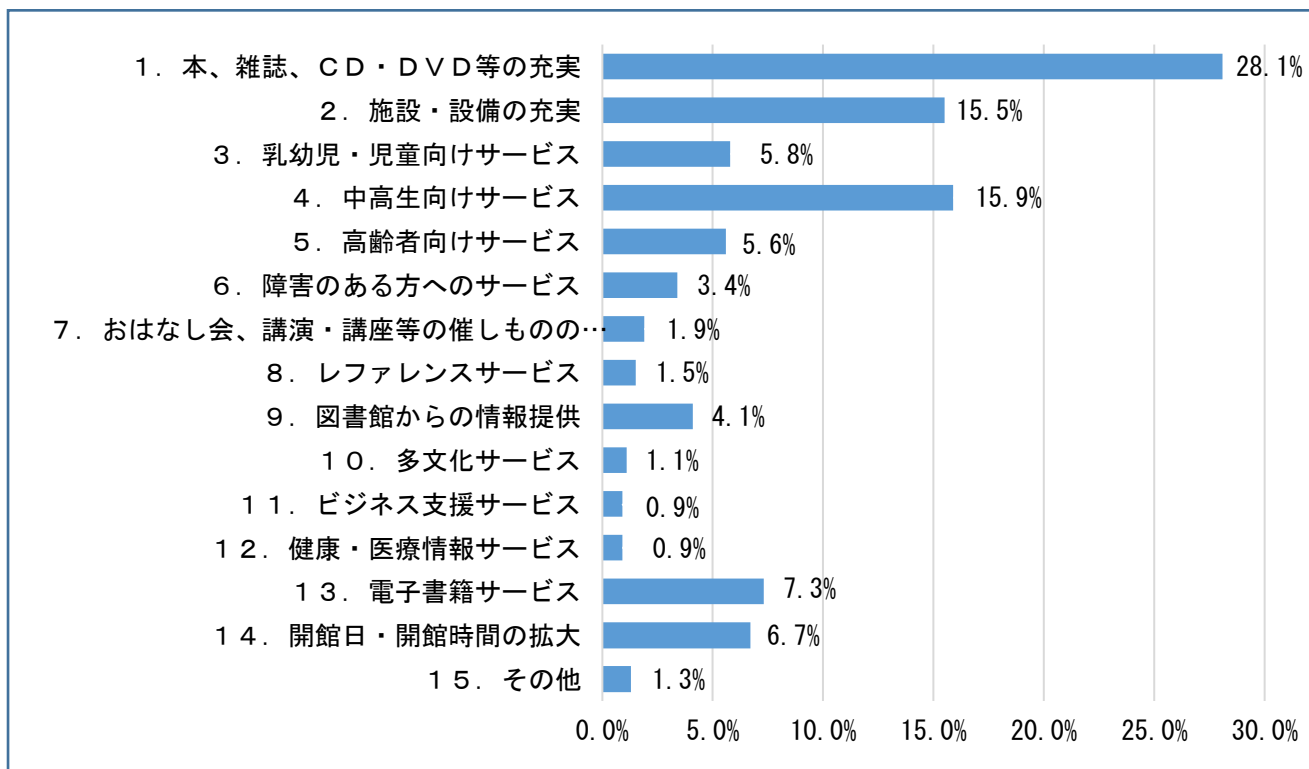


⑥図書館に優先的に望むサービス

設問：あなたが、これから図書館で優先的に行った方が良いと思うサービスについてお聞きします。

「1. 本、雑誌、CD・DVD等の充実」が28.1%と最も多く、次いで「4. 中高生向けサービス」が15.9%、「2. 施設・設備の充実」が15.5%となっています。

前回調査との比較では、「1. 本、雑誌、CD・DVD等の充実」が9.0ポイント増加しています。



「第2次所沢市図書館ビジョン」策定経過

■平成29年度

平成29年	9月	市民アンケート調査案作成
	10月25日	第3回所沢市立所沢図書館協議会（市民アンケート調査について）
	12月1日～31日	市民アンケート調査（一般）実施
平成30年	1月12日～31日	市民アンケート調査（小学生・中学生）実施
	1月19日～2月2日	市民アンケート調査（高校生）実施
	1月21日	利用者懇談会実施（本館）
	2月9日	第4回所沢市立所沢図書館協議会（市民アンケート調査（一般）結果速報）

■平成30年度

平成30年	4月～7月	第2次図書館ビジョン素々案策定準備、市民アンケート調査集計
	7月26日	第1回所沢市立所沢図書館協議会 （諮問：「（仮称）第2次所沢市図書館ビジョン」の策定について）
	8～9月	「第2次所沢市図書館ビジョン」素々案作成
	10月2日	第2回所沢市立所沢図書館協議会（協議：「第2次所沢市図書館ビジョン」素々案） 新委員任命
	10月6日～14日	本館来館者アンケート調査
		分館来館者アンケート調査
	11月	市民アンケート調査集計結果公表 市政情報センター、図書館本・分館、まちづくりセンター、所沢市HP、図書館HP
	11月9日	第3回所沢市立所沢図書館協議会（協議：「第2次所沢市図書館ビジョン」素案）
	11月18日	利用者懇談会実施（本館）
12月1日～20日	パブリックコメント実施	
平成31年	1月	「第2次所沢市図書館ビジョン」（案）作成
	2月	第4回所沢市立所沢図書館協議会（協議：「第2次所沢市図書館ビジョン」（案））
	2月	「第2次所沢市図書館ビジョン」答申
	3月	「第2次所沢市図書館ビジョン」策定

■平成31年度

平成31年	4月	「第2次所沢市図書館ビジョン」公表 市政情報センター、図書館本・分館、まちづくりセンター、所沢市HP、図書館HP
-------	----	---

所沢市立所沢図書館協議会委員名簿

氏 名	備 考	任 期
笹島千代子	いじめ問題対策委員、元警察官	
喜多濃定人	第二なかよしこども園園長	
工藤 恭子	「デイジー所沢」代表	
及川 道之	秋草学園短期大学教授	
保崎 則雄	早稲田大学人間科学学術院教授	
出居 正之	所沢市立小中学校長会（市立若狭小学校長）	平成30（2018）年9月1日から
江原 勝美	所沢市立小中学校長会（市立北野中学校長）	平成30（2018）年9月1日から
齋藤 千里	所沢市連合婦人会	平成30（2018）年9月1日から
秋本 敏	長野県短期大学 非常勤講師	平成30（2018）年9月1日から
中町 綾子	日本大学芸術学部教授	平成30（2018）年9月1日から
鈴木勢津子	所沢市立小中学校長会（市立林小学校長）	平成30（2018）年8月31日まで
宮井 俊充	所沢市立小中学校長会（市立安松中学校長）	平成30（2018）年8月31日まで
道又 一枝	所沢市連合婦人会	平成30（2018）年8月31日まで
風間 俊克	元埼玉県立久喜図書館長	平成30（2018）年8月31日まで
植月恵一郎	日本大学芸術学部教授	平成30（2018）年8月31日まで